

事務事業評価票

(京都らしいすまい方の継承)

<参考>

評価類型

評価票	
A 一般型	個人給付，事務補助，融資，イベント・講座・普及啓発，規制・指導，検査・検診，研究，相談，広報・公開，保育など
B 公の施設型	文化・スポーツ関連施設など，不特定多数の市民等の利用に供している利便施設や使用料を徴収している施設のうち主な施設（指定管理者制度導入施設を除く。）
C 定型・維持管理型	・住民票発行事務，市税徴収事務，ごみ収集など，定型的な業務 ・道路，設備等の保守管理・修繕，その他間接業務など，経常的な業務（内部管理事務を除く。）

※ 事務事業評価を行わない事務事業（内部管理事務等，指定管理者制度導入施設，終期が明確な事務事業）については，他の制度による情報発信等を行っています。

基本方針	施策の方向		施策			所管課	施策評価、事務事業評価				
	大項目	中項目	番号		施策名称		施策、事業の別	評価票等あり	評価票等なし	事務事業評価票名	備考
			中項目内	通し(重複除く)							
1 住み継ぐ	(1) 京都らしいすまい方の継承	ア 環境への配慮やコミュニティの活動状況等も含めたすまい方の促進	1	1	地域と連携して空き家の流通を促進する仕組みづくり【新規】	まち再生・創造推進室	事業	○		空き家対策推進事業(P1-2)	
			2	2	日常的な維持管理、地域の活動などを記したすまいやまちに関するガイドブックの作成【新規】	まち再生・創造推進室	事業	○		・空き家対策推進事業(P1-2) ・まちづくりに係る調査・企画・支援事業(P3-4)	
			3	3	すまいよろず相談機能の充実	住宅政策課	事業	○		安心すまいづくり推進事業(P5-6)	
			4	4	市民に対する啓発と住教育を含む学習支援	住宅政策課	事業	○		安心すまいづくり推進事業(P5-6)	
			5	5	町家型共同住宅の供給促進	まち再生・創造推進室	事業	○		(外郭団体経営状況及び経営評価結果説明書類)京都市景観・まちづくりセンター(抜粋)(P7-10)	
			6	6	環境家計簿の普及拡大	地球温暖化対策室	事業	○		環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト(P11-12)	
			7	7	京のアジェンダ21フォーラムとの協働により各区役所で行っている「省エネ相談所」を「エコ町内会」単位の地域に拡大	地球温暖化対策室	事業	○		京のアジェンダ21推進事業(P13-14)	
			8	8	まちの美化住民協定制度の推進	まち美化推進課	事業	○		「世界一美しいまち・京都」の推進(P15-16)	
			9	9	「くらしの匠と進めるエコライフ・コミュニティづくり」事業の推進	地球温暖化対策室	事業	○		「エコ学区」事業(P17-18)	
		イ 共同住宅も含めた新規入居者と地域とのコミュニティ形成の円滑化支援	1	10	地域コミュニティの活性化に向けた方策の調査・検討【新規】	地域自治推進室	事業	○		地域コミュニティ活性化策の推進(P19-20)	
			2	11	(財)京都市景観・まちづくりセンターと連携した分譲マンション内や周辺地域とのコミュニティ形成の円滑化の支援(専門家の派遣、相談体制の充実)	まち再生・創造推進室	事業	○		(外郭団体経営状況及び経営評価結果説明書類)京都市景観・まちづくりセンター(抜粋)(P7-10)	
			3	12	居住者や管理組合に対する分譲マンション管理に関する相談や情報の提供	住宅政策課	事業	○		安心すまいづくり推進事業(P5-6)	
			4	13	共同住宅の供給時等における新規入居者と周辺地域との調和の誘導	地域自治推進室	事業	○		地域コミュニティ活性化策の推進(P19-20)	
		ウ 京町家の保全・活用の促進	1	14	京町家における改修・賃貸等にかかる資金調達等の仕組みの推進(信託手法、証券化、定期借家等)【新規】	景観政策課	事業	○		(実施計画)民間の活力を生かした京町家の保全・再生(P21-22)	
			2	15	法規制の合理化(適切な保全・活用を可能とする方策及び法規制のあり方など)の推進	建築指導課	事業	○		歴史的建築物保存・活用推進事業(P23-24)	
			3	16	京町家の耐震改修の促進を図るための総合的な取組の充実	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P25-26)	
			4	17	京町家再生賃貸制度に代わる新たな制度の検討【新規】	住宅政策課	事業		○		未着手
			5	18	大学等との連携による既存住宅の寮、下宿としての活用促進【新規】	まち再生・創造推進室	事業	○		空き家対策推進事業(P1-2)	
			6	19	京町家まちづくり調査の結果に基づくデータ整備やこれらの保全・再生策の検討【新規】	景観政策課	事業	○		(実施計画)民間の活力を生かした京町家の保全・再生(P21-22)	
			7	20	京町家まちづくりファンドを活用した京町家の保全・再生	景観政策課 まち再生・創造推進室	事業	○		・(実施計画)民間の活力を生かした京町家の保全・再生(P21-22) ・(外郭団体経営状況及び経営評価結果説明書類)京都市景観・まちづくりセンター(抜粋)(P7-10)	
			8	21	京町家再生プランの見直し	景観政策課	事業	○		(実施計画)民間の活力を生かした京町家の保全・再生(P21-22)	
			9	22	京町家なんでも相談の推進・拡充	まち再生・創造推進室	事業	○		(外郭団体経営状況及び経営評価結果説明書類)京都市景観・まちづくりセンター(抜粋)(P7-10)	

基本方針	施策の方向		施策			所管課	施策評価, 事務事業評価					
	大項目	中項目	番号		施策名称		施策, 事業の別	評価票等あり	評価票等なし	事務事業評価票名	備考	
			中項目内	通し(重複あり)								
1 住み継ぐ	(1) 京都らしいすまい方の継承	ウ 京町家の保全・活用の促進	10	23	京町家等の伝統構法による住宅の改修, 維持管理の技術の継承, 開発と普及【新規】	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P25-26)		
			11	24	京町家を生かした二地域居住の促進【新規】	まち再生・創造推進室	事業	○		空き家対策推進事業(P1-2)		
			12	25	京町家の適切な流通市場を形成するための仕組みの検討【新規】	景観政策課 まち再生・創造推進室	事業	○		・(実施計画)民間の活力を生かした京町家の保全・再生(P21-22) ・空き家対策推進事業(P1-2)		
			13	26	袋時再生の推進(優良建築物等整備事業の活用など)	まち再生・創造推進室	事業	○		歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進(P27-28)		
		エ 良好な住環境及び町並み景観の保全・形成の推進	1	27	狭小宅地の改善の促進(隣接地の取得に対するインセンティブ付与による2戸1化の促進)【新規】	住宅政策課	事業	○		京都市あんぜん住宅改善資金融資制度(P29-30)		
			2	28	住宅地区改良事業及び住宅市街地総合整備事業等を活用した市街地の特性を生かした市街地の整備	すまいまちづくり課	事業	○		(都市総務課ホームページ) ・住宅地区改良事業(崇仁地区, 三条鴨東地区) ・住宅市街地総合整備事業(P31-32)	※「進捗管理型」事業であるため, 事務事業評価票は作成していない。	
			3	(26)	袋時再生の推進(優良建築物等整備事業の活用など)	まち再生・創造推進室	事業	○		歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進(P27-28)		
			4	29	建築協定, 緑地協定, 景観協定, 地区計画等の活用と専門家の派遣	建築指導課	事業	○		建築協定支援事業(P33-34)		
			5	30	土地区画整理事業の推進による良好な市街地の形成と宅地の供給	すまいまちづくり課 建設局	事業	○		・(都市総務課ホームページ)住宅地区改良事業(崇仁地区, 三条鴨東地区)(P31) ・(建設総務課ホームページ)事務事業概要(抜粋)(P35-44)		
			6	31	緑化助成の推進及び京都市緑の基本計画, 水共生プランの推進	みどり政策推進室	事業	○		緑の基本計画に基づく緑化推進事業(P45-46)		
			7	32	市民による美観再生の推進	景観政策課	事業	○		景観形成推進事業(P47-48)		
			オ 郊外, 山間部等の人口減少や高齢化の対応に向けた活動の支援	1	(1)	地域と連携して空き家の流通を促進する仕組みづくり【新規】	まち再生・創造推進室	事業	○		空き家対策推進事業(P1-2)	
				2	33	子育て世代や農林業の担い手等を呼び込むためのまちづくりの推進【新規】	まち再生・創造推進室	事業	○		空き家対策推進事業(P1-2)	
		3		34	流通しない要因(駐車場の不足, 既存住宅の品質の不安等)や市街化調整区域での条件等への対応策を示す情報の提供による流通の促進【新規】	まち再生・創造推進室	事業	○		空き家対策推進事業(P1-2)		
		4		35	住み替え支援制度の促進	まち再生・創造推進室	事業	○		空き家対策推進事業(P1-2)		
		5		36	市街化調整区域における地区計画制度の活用	都市計画課 まち再生・創造推進室	事業	○		(外郭団体経営状況及び経営評価結果説明書類)京都市景観・まちづくりセンター(抜粋)(P7-10)		

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No.

2509006

I 事業の概要

重点評価

I-1 事業の概要

事務事業名	空き家対策推進事業		所管局部課等		都市計画局まち再生・創造推進室			
			(連絡先)		222-3503			
			(評価票作成者)		空き家対策課長 寺澤 昌人			
ホームページ		http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-9-0-0-0.html						

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容		事務事業の性格		任意的事業		
		(名称) 京都×空き家×まちづくりイベント運営支援業務		類型		11 その他		
		(内容) 地域連携型空き家流通促進事業において空き家対策に取り組む団体の活動や空き家の活用事例の紹介及び空き家所有者への相談会を内容としたイベントの開催支援。		会計区分		一般会計		
				開始時期		平成	22	年度
				終了(予定)時期		平成		年度

実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例、京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例施行規則、京都市地域連携型空き家流通促進事業実施要綱、京都市地域連携型空き家流通促進事業補助金交付要綱、京都市空き家活用・流通支援等補助金交付要綱						
------------------------	--	--	--	--	--	--	--

主たる上位施策		2404 住宅・住環境の安全性の向上				
---------	--	--------------------	--	--	--	--

事業概要	目的 (どのような状態にしたいのか)	1つ1つの建築物が、京都のまちを構成する重要な要素であるという視点から、空き家を「眠っているまちづくりの資源」ととらえ、その適正な管理のみならず、発生の予防、流通・活用の促進を図り、地域コミュニティの活性化を目指す。					
	背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	空き家の増加(平成20年の住宅土地統計調査において、京都市内の空き家率が14.1%に達した。)が、地域の防災や防犯、生活環境や景観に悪影響を及ぼし、まちの活力の低下に繋がるなど、まちづくりを進めるうえで課題となっていることを踏まえ、総合的な空き家対策としての事業を開始。					
	対象 (誰を、何を)	地域に存在する空き家と、その所有者、さらには空き家の周辺の住民等を対象として、事業を実施する。					
	活動内容 (どのような手段で)	・空き家の所有者(あるいは、空き家の所有者となりうる者)を対象に、空き家が周辺に及ぼす悪影響等について、啓発を行うことにより、空き家の発生を予防する。 ・総合的なコンサルティング体制を構築する。 ・地域の自治組織等が、専門家と連携して行うまちづくり活動の中での空き家に関する取組への助成を行う。 ・売却用・賃貸用でない空き家が流通・活用される場合、本市の政策目的に沿った用途で空き家を活用する場合に、修繕・模様替え等の費用の一部を助成する。 ・空き家活用の先進的モデルとなるような、まちの再生や地域の活性化に資する新しい空き家の活用方法に対する助成により、空き家の流通・活用を促進する。 ・区・支所、関連団体との連携の下、指導・勧告・命令等により、空き家の適正な管理の実現を目指す。 (平成22年度より実施の地域連携型空き家流通促進事業については、平成26年度より、補助金の年間上限額の引き上げ(15万円→50万円、最長4年間)、補助対象経費の拡充を行っている)					

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
年間経費等推移 (千円)	①	事業費 (千円)	4,725	7,684	3,469	184,000
		賃金・共済費	0	0	0	2,150
		報償費	0	432	337	5,230
		需用費	0	6	334	13,416
		役務費	0	0	0	2,504
		負担金補助及び交付金	0	0	447	122,500
		その他	0	43	0	3,600
	①'	委託料 空き家のモデル調査及びデータベース整備等	4,725	7,203	2,351	34,600
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①) (%)	100.0	93.7	67.8	18.8
	③	人件費 (千円)	15,921	31,437	31,854	103,413
		職員(課長級) (人)	0.17	0.42	0.47	1.10
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	0.40	0.90	1.00	2.40
		職員(係員) (人)	1.24	2.16	2.21	4.30
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	35,000
	④	年間経費(①+③) (千円)	20,646	39,121	35,323	287,413
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	2,124	2,124	189	63,750
		国庫・府支出金 (千円)	2,124	2,124	189	55,050
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0
		その他(負担金) (千円)	0	0	0	8,700
	⑥	京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	18,522	36,997	35,134	223,663
	⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業名 空き家対策推進事業

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) □特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策性 ■政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) □経常業務の度合いが高いサービス(経常的)	行政専門性 ■行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) □行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	必要性(程度)
	□日常生活に必要不可欠なサービス(必需) ■日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)			無
判定	④ 選択・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かさないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況		本市のように、適正管理のみならず、空き家化の予防、流通・活用の促進など、総合的な対策を講じている事例はない。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度		指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標 1	区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	目標値 …①	件		150
					実績値 …②	件		
					目標達成率(②÷①)	%		
指標 2	区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	目標値 …①	地区	7	10
					実績値 …②	地区	7	9
					目標達成率(②÷①)	%	100.0	90.0
					評価		良い	良い
					総合評価		良い	良い

指標の選択理由				目標値設定の考え方			
指標 1	活用されていなかった空き家が、活用・流通に供されるための修繕等を受けた件数であり、本事業による成果が明確となる指標であるため。			平成26年度の補助メニューは、①「流通・活用支援タイプ」と②「特定目的利用タイプ」の2種類であり、①は50戸、②は100戸を目標としている。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位		
指標 2	地域連携型空き家流通促進事業の取組状況が分かる指標であるため。			当事業は平成30年度までに100地区での実施を目標としており、平成26年度の実施目標は20地区に設定する。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位		

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名	単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標1	変更有	地域連携型空き家流通促進事業実施地区において流通・活用された空き家の件数(累積)	目標値 …①	件	21	27
			実績値 …②	件	19	26
			目標達成率(②÷①)	%	90.5	96.3
			区分	成果指標	種類	増加することがいいとされる指標
指標2	変更有	地域連携型空き家流通促進事業に参加した地区数(累積)	目標値 …①	地区	7	10
			実績値 …②	地区	7	9
			目標達成率(②÷①)	%	100.0	90.0
			区分	成果指標	種類	増加することがいいとされる指標

No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
効率性	① 本市の助成制度等により、活用・流通に供された空き家の件数	件	9	10	7
	② 年間経費(事業費及び人件費の合計額)	千円	20,646	39,121	35,323
	③ 単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	2,294,000	3,912,100	5,046,143
	④ 単位当たり経費変動率(%)			70.5	29.0
			評価	かなり悪くなった	かなり悪くなった
市民参加度(市民参加の手法)	有	(市民参加の具体的な手法等) 地元組織が、空き家の掘り起しを行うとともに、地域の魅力や住まい方のルールを取りまとめや発信を担っている。			

市会・監査・外部機関等からの指摘	
------------------	--

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No. 2509001

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	まちづくりに係る調査・企画・支援事業	所管局部課等	都市計画局まち再生・創造推進室
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/56-5-0-0-0-0-0-0-0.html	(連絡先)	222-3503
		(評価票作成者)	再生・創造企画課長 津嶋俊郎
業務運営方法	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 (名称) (内容)	事務事業の性格	任意的事業
	部分委託	類型	1 1 その他
		会計区分	一般会計
		開始時期	平成 12 年度
		終了(予定)時期	平成 年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	職住共存地区整備ガイドプラン		

主たる上位施策	2105 まちづくりを支えるしくみづくり
目的 (どのような状態にしたいのか)	地域住民や事業者、まちづくりの活動団体等が主体となって、まちづくりに積極的に関わり、地域の特性に応じた自主的なまちづくりのルール化やマネジメントが展開され、各地域で、個性豊かで魅力的なまちが創出されることを目指す。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	平成10年度策定の職住共存地区整備ガイドプランに基づき、都心部の幹線道路に囲まれた職住共存地区において、住民・企業・行政の協働作業により地域計画づくりとまちづくり事業の展開を図ることを目的に事業を開始した。
対象 (誰を、何を)	まちづくりに取り組む地域住民、事業者及びまちづくりの活動団体等、行政内の各部署
活動内容 (どのような手段で)	都市整備に係る調査・企画、連絡・調整を行う。 また、地域住民、事業者及びまちづくりの活動団体等が取り組むまちづくりに関して、相談、情報提供等の支援及び誘導施策を行う。

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費 (千円)	2,852	6,138	3,726	4,650
		旅費	223	499	496	520
		需用費(消耗品費等)	1,207	1,347	757	850
		緊急雇用創出事業費	0	2,318	1,908	0
		その他	365	864	559	870
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	①'	委託料 地区計画策定支援に係る業務委託等	1,057	1,110	6	2,410
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①) (%)	37.1	18.1	0.2	51.8
	③	人件費 (千円)	50,167	54,677	49,085	28,238
		職員(課長級) (人)	0.72	0.68	0.50	0.20
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	1.30	1.90	1.80	1.10
		職員(係員) (人)	3.60	3.40	3.40	2.00
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
	④	年間経費(①+③) (千円)	53,019	60,815	52,811	32,888
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	1	2,325	1,924	10
		国庫・府支出金 (千円)	0	2,318	1,908	0
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	1	7	16	10
		その他() (千円)	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	53,018	58,490	50,887	32,878
	⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度 (平成25年度分)	事務事業名	まちづくりに係る調査・企画・支援事業
---------------------	-------	--------------------

II 評價結果

II-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	☒ より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) ☐ 特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策的 性	☒ 政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) ☐ 經常業務の度合いが高いサービス(經常的)	必要性(程度)
必要性	☐ 日常生活に必要不可欠なサービス(必需) ☒ 日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)	行政専門 性	☒ 行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) ☐ 行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	有(低い)
判定	④ 選択・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するものであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かさないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業	特になし	他の政令指定都市の実施状況	他の多くの政令指定都市(神戸、横浜等)において、行政がまちづくり支援を行い、地区計画の策定等が行われている。	

II-2 業績評價

目標達成度		指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標 1	まちづくり支援実施地区数			目標値 …①	地区	15	15	16
				実績値 …②	地区	15	16	16
				目標達成率 (②÷①)	%	100.0	106.7	100.0
区分	活動指標	種類	増加することが良いとされる指標		評価	良い	良い	良い
指標 2				目標値 …①				
				実績値 …②				
				目標達成率 (②÷①)	%			
区分		種類			評価			
					総合評価	良い	良い	
指標の選択理由					目標値設定の考え方			
指標 1	本市が支援することを通じて、地域住民及びまちづくり活動団体等による自主的なまちづくりが展開されていくことを示すものであるため				現行体制による支援実施地区数の最高値を目標値に設定			
指標変更の有無	無	指標名			区分	適用年度		単位
指標 2								
指標変更の有無	無	指標名			区分	適用年度		単位
【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況								
	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名			単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標 1	変更無				目標値 …①			
					実績値 …②			
					目標達成率 (②÷①)	%		
区分		種類			評価			
指標 2	変更無				目標値 …①			
					実績値 …②			
					目標達成率 (②÷①)	%		
区分		種類			評価			
効率性	No.	区分			単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	まちづくり支援実施地区数			地区	15	15	16
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）			千円	53,019	60,815	52,811
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）			円/単位	3,534,600	4,054,333	3,300,688
	④	単位当たり経費変動率（%）					14.7	-18.5
					評価	かなり悪くなった	かなり良くなった	
市民参加度 （市民参加の手法）	有	（市民参加の具体的な手法等） 地域住民等によるまちづくりの取組支援を行っており、市民参加が前提となっている。						
市会・監査・外部機関等からの指摘								

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No. 2523001

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	安心すまいづくり推進事業	所管局部課等	都市計画局住宅室住宅政策課
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-1-0-0_2.html	(連絡先)	222-3666
		(評価票作成者)	住宅政策担当課長 岡田 圭司
業務運営方法	全部委託 委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 1 (名称) 京都市住宅供給公社 (内容) 京安心すまいセンターの運営、すまいよろず相談の実施等	事務事業の性格	任意的事業
		類型	3 イベント・講座・普及啓発
		会計区分	一般会計
		開始時期	平成 8 年度
		終了(予定)時期	平成 年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市安心すまいづくり推進事業実施要綱		

主たる上位施策	2402 住宅ストックの良質化のための適正な維持管理や更新の支援
目的 (どのような状態にしたいのか)	すまいに関する総合的な相談、各種講座、普及啓発イベント、インターネット等による情報発信を行うことで、すまい手の利益を守り、すまいに関する知識の普及やすまい方・くらし方に関する意識を高め、良好な居住環境の実現を図る。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	阪神・淡路大震災での木造住宅の深刻な被災や高齢期の身体機能の低下に伴う家庭内事故の多発等により、適切な住情報が知りたいという社会のニーズが高まったことを踏まえ、平成8年度から開始した。現在、東日本大震災の被災や人口減少・少子高齢化に伴う世帯変化等により、依然として住情報に対する高いニーズがあることから、今後も事業を継続する必要性がある。
対象 (誰を、何を)	市内在住の方、市内に住居を所有している方
活動内容 (どのような手段で)	京安心すまいセンター(烏丸御池東南角アーバンエクス御池ビル西館4階)を拠点として、以下の業務を行う。 ①すまいに関するあらゆる相談に対し、電話や面談により、無料でアドバイスを行う「相談事業」の実施(センター職員が電話又は面談で応じる「一般相談」、一般相談では対応できない高度な内容について法律・建築・不動産・分譲マンション管理に関する専門家が面談で応じる「専門相談」、センターへの来所が困難な場合等に現地で相談に応じる「訪問相談」、地域工場のイベント等で相談に応じる「山前相談」)＜25年度実績：相談件数2,070件＞ ②すまいに関する知識や工夫など様々なテーマについて学ぶ講座である「すまいスクール」やイベントへのブース出展等を行う「普及啓発事業」の実施＜25年度実績：42回＞ ③タイムリーな情報をウェブサイト等で発信する「住情報発信事業」の実施(センター内の情報コーナーでのパンフレット・チラシ等の配架、「安心すまいづくり☆通信」の発行(月1回)・配布、「京安心すまいセンター」ホームページの運営、すまいに関する各種団体のイベント等、幅広い住情報を発信する「京すまいの情報広場」ホームページの運営＜平成25年度実績：・センター内情報コーナーの設置、安心すまいづくり☆通信の発行(月1回)・配布、「京安心すまいセンター」ホームページの運営、「京すまいの情報広場」ホームページの運用開始(11月)＞

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費 (千円)	69,173	55,070	58,208	59,122
		負担金補助及び交付金（公共賃貸住宅募集情報提供システム）	72	0	0	0
		需用費（書籍など消耗品費）	721	0	0	0
		その他（旅費等）	483	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	①' 委託料 住情報提供事業	67,897	55,070	58,208	59,122	
	②	委託料が事業費に占める割合（①' ÷ ①） (%)	98.2	100.0	100.0	100.0
	③	人件費 (千円)	7,432	9,468	8,239	8,645
		職員(課長級) (人)	0.14	0.19	0.19	0.13
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	0.19	0.23	0.23	0.34
		職員(係員) (人)	0.49	0.61	0.51	0.51
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
	④	年間経費（①＋③） (千円)	76,605	64,538	66,447	67,767
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外） (千円)	30,109	25,193	25,778	26,614
		国庫・府支出金 (千円)	30,105	25,191	25,776	26,604
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0
その他(財源収入) (千円)		4	2	2	10	
⑥	京都市年間負担経費（④－⑤） (千円)	46,496	39,345	40,669	41,153	
⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④） (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業名 安心すまいづくり推進事業

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性)	政策性	□政策的意思決定を必要とするサービス(政策的)	必要性(程度)
	□特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)		■経常業務の度合いが高いサービス(経常的)	有(低い)
必要性	□日常生活に必要不可欠なサービス(必需)	行政専門性	□行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性)	
	■日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)		■行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	
判定	④ 選択・共同消費性	判定	③ 経常的・一般専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		日常的、定型的な業務のため、政策的な判断を伴わず、また、業務を進めていくうえで、行政の専門的な知識やノウハウ等は必要としません。 サービスの提供についての行政の責任を明確にするなどしたうえで、行政以外の実施主体を積極的に検討すべき業務です。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況		全政令指定都市の住宅関連部局で、住宅に関する相談や住情報提供事業を行っている。横浜市、大阪市、神戸市は、総合的な住情報提供施設を設けている。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度		指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
指標 1	区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	目標値 …①	%		81.6	80.4
					実績値 …②	%		80.0	
					目標達成率(②÷①)	%		98.0	
指標 2	区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	目標値 …①	%		91.8	91.8
					実績値 …②	%		80.3	
					目標達成率(②÷①)	%		87.5	
					総合評価		良い		
指標の選択理由					目標値設定の考え方				
指標 1	本事業の目的の一つである「すまい手の利益を守ること」について、客観的に評価できる指標である。				過去5年間の最高値を目標値として設定する。ただし、アンケートでの本項目の聞き取り開始が平成22年度以降であるため、平成25年度については過去3年間、平成26年度については過去4年間の最高値を設定する。				
	指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度		単位		
指標 2	本事業の目的の一つである「すまいに関する知識の蓄積やすまい方やくらし方に関する意識の向上を推進すること」について、客観的に評価できる指標である。				過去5年間の最高値を目標値として設定する。ただし、アンケートでの本項目の聞き取り開始が平成23年度以降であるため、平成25年度については過去2年間、平成26年度については過去3年間の最高値を設定する。				
	指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度		単位		

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

		見直しの状況	前年度に設定した評価指標名			単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標 1	変更有		すまい体験館来館者数	目標値 …①	人		3,100	2,600	1,810
				実績値 …②	人		2,348	2,343	2,022
				目標達成率(②÷①)	%		75.7	90.1	111.7
区分	成果指標	種類	増加することがいいとされる指標		評価	普通	良い	かなり良い	
指標 2	変更有		すまいよろず相談・相談件数	目標値 …①	件			934	1,539
				実績値 …②	件			1,399	2,070
				目標達成率(②÷①)	%			149.8	134.5
区分	成果指標	種類	増加することがいいとされる指標		評価		かなり良い	かなり良い	

No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
①	安心すまいづくり推進事業来館者数(すまいよろず相談件数、すまい相談窓口予約数、ホームページへのアクセス数)	件・人	17,681	24,580	25,515
②	年間経費(事業費及び人件費の合計額)	千円	76,605	64,538	66,447
③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	4,333	2,626	2,604
④	単位当たり経費変動率(%)			-39.4	-0.8
効率性		評価		かなり良くなった	変わらない

市民参加度(市民参加の手法)	有	(市民参加の具体的な手法等) 相談者等に対するアンケートを通して、市民の意見を取り入れている。
----------------	---	--

市会・監査・
外部機関等
からの指摘

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

第1 法人の概要

1 代表者

理事長 青山古隆

2 所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1 京都市景観・まちづくりセンター内

3 電話番号

075-354-8701

4 ホームページアドレス

<http://machi.hitomachi-kyoto.jp/> (京都市景観・まちづくりセンター)

5 設立年月日

平成 9 年 10 月 1 日

6 基本財産

60,000 千円 (うち本市出せん額 60,000 千円, 出せん率 100.0%)

7 事業目的

歴史都市・京都の美しい景観と良好な環境づくりを目指した市民、行政、企業、大学等（以下「市民等」という。）の協働によるまちづくりを広く支援、誘導する諸活動を通じて、京都の都市としての品格を高めるとともに、住民主体のまちづくりの実現と都市活力の向上に寄与すること。

8 業務内容

景観・まちづくりに関する次の事業を行う。

- (1) 各種情報の収集、発信及び啓発
- (2) 市民等の活動に対する総合的支援
- (3) 各種の調査、研究
- (4) 各種団体との交流及び協働活動
- (5) 歴史的建造物の保全、再生、活用に関する各種の支援及び普及、啓発
- (6) 公共人材育成に関する教育及び研修
- (7) 景観整備機構に関わる業務
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (9) 前各号に掲げる事業に関する業務の他機関からの受託

9 所管部局

都市計画局まち再生・創造推進室 (TEL075-222-3503)

10 役員名等

(1) 理事長

青山古隆

(2) 専務理事

寺田敏紀

(3) 理事

市田ひろみ、乾亨、衛藤照夫、尾池和夫、岡野益巳、河邊聰、黒田芳秀（都市計画局長）、
金剛育子、平井義久、藤山治久、宗山好史、安木典夫

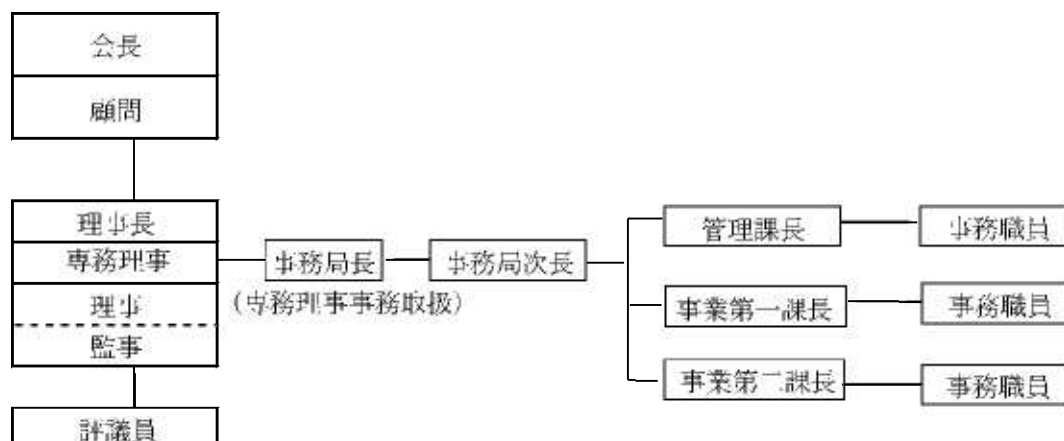
(4) 監事

玉山秀文、平井義也（都市計画局都市企画部長）

11 常勤職員数

13 人（うち本市派遣職員 6 人）

12 組織機構



第2 経営状況

1 平成 25 年度決算

(1) 事業報告の概要

ア 京都市補助事業

(ア) 景観・まちづくりシンポジウムの開催

景観・まちづくりの先進事例を紹介し、景観づくりの意義やノウハウを共有する学びの機会、他地域との関係づくりや情報の交流を通して、景観・まちづくりの持続的な活動について一緒に考えることを目的に開催

1回開催（テーマ：「これからの地域まちづくりの担い手」 出席者：165人）

(イ) まちづくり活動支援事業

a まちづくり活動相談

地域が自主的に取り組む景観・まちづくり活動に関する相談に対応

〔実績〕相談件数 365 件、センター職員対応の活動支援地区：22 地区

b まちづくり専門家の派遣

地域の景観・まちづくりに関する会議等に専門家を派遣し、地域が目指す目的に対してアドバイザーとしての助言等の支援

〔実績〕専門家派遣地区（北区終野学区、中京区龍池学区及び右京区嵐山地区）

c まちづくり活動への助成

地区計画や建築協定等の法的制度等を活用した具体的なまちづくりに向けて、継続的に取り組む地域の団体への活動費補助

〔実績〕中京区姉小路界限地区、中京区立誠地区

(ウ) 京町家再生支援事業

専門家や企業、市民活動団体等との幅広いネットワークを充実させることにより、京町家の保全・再生に向けた居住者や事業者の主体的な取組を促進

a 京町家なんでも相談等

一般相談：395 件、うち専門相談：18 件

b 京町家所有者・居住者等交流会

京町家の所有者や居住者等が相互に情報交換し、連携することによって、維持管理等に対する共通課題の解決策を見出すことなどを目的にした交流会の開催

4回開催（出席者：計 60 名）

- c 京町家専門講座
専門相談員の情報交流とスキルアップを図るための京町家専門講座を開催
5回開催（出席者：計189名）
- (エ) 各種団体等との交流及び協働活動
 - a まちづくり専門家交流会
各分野の専門家と交流会を開催し、相互のスキルアップを図ることを目的に、景観・まちづくり大学で「まちづくり専門家セミナー」として実施
 - b 京町家等の保全、再生を支援するネットワークの構築
京町家をはじめとする良質な住宅ストックの継承を図ることを目的として、「(仮称)京町家等利活用促進協議会準備会」(1回)、「(仮称)京町家等利活用促進協議会準備会企画運営ワーキング」(2回)を開催
- (オ) 歴史的建造物の保全、再生及び活用に関する、各種の支援、普及及び啓発
 - a 京町家まちづくりファンド委員会運営事務
京町家まちづくりファンドの公正かつ効果的な管理運営を行うため、諮問機関としての京町家まちづくりファンド委員会を開催
 - b 京町家まちづくりファンドの普及啓発事業
京町家まちづくりファンドの普及啓発事業を実施
- (カ) 京都市景観・まちづくりセンター管理運営
 - a 管理事務
理事会、評議員会の運営、財産の管理及び計理事務等
 - b 賛助会員管理事務
個人：204人、団体：28団体
 - c 団体ネットワーク事務
公益法人関係団体、その他センター業務と関連が深い団体との交流
- イ その他事業
 - (ア) 各種情報の収集、発信及び啓発
 - a 広報活動事業
 - (a) ラジオの活用による情報発信活動
 - (b) ニュースレター「京まち工房」の発行（年4回）
 - b シンポジウム等の主催事業
 - (イ) 市民等の活動に対する総合的支援
 - a 京町家再生支援事業
京町家データベース管理
 - (ウ) 各種団体等との交流及び協働活動
 - a 各種団体との交流、連携
 - b 海外連携プロジェクト事業
 - (a) 京町家アーティスト・イン・レジデンスの実施
ワールド・モニュメント財団（米国）との連携による支援
 - (エ) 歴史的建造物の保全、再生及び活用に関する各種の支援、普及及び啓発等
 - a 歴史的建造物の保全、再生に関する支援事業
京町家カルテの作成（カルテ作成件数：34件）
 - (オ) 景観整備機構に関わる関連業務
文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
 - (カ) その他京都市景観・まちづくりセンターの管理運営事業
 - a 施設管理（京都市指定管理業務）
「ひと・まち交流館 京都」内の京都市景観・まちづくりセンターの管理
〔実績〕年間来場者数（ひと・まち交流館京都 地下1階部分）：72,428人

- b 景観・まちづくり大学の運営（京都市指定管理業務）
 - (a) セミナーの実施

地域まちづくり活動の促進、地域と共生する土地利用の促進を図るなど、まちづくりに関心のある人々が、様々な角度から学び、考え、実践へとつなげていくことのできるセミナーを開設、運営

〔実績〕受講者：延べ1,165人
 - c 冊子等の販売

景観・まちづくり関連の冊子、模型等の販売を受託（収益金は全額、自主事業又は京町家まちづくりファンド事業に充当）
- (※) 公共人材育成に関する教育及び研修
 - a インターンシップ受入
 - b 景観エリアマネジメント講座
 - c 文化財マネージャー育成講座
- (ウ) 京町家まちづくりファンド改修助成事業

京町家の変容や減少を憂慮された東京在住の篤志家からの5千万円の寄附を契機に、平成17年9月に設立したファンドを活用し、京町家の外観改修に要する費用の1/2（上限500万円）を助成

 - a 平成25年度改修助成事業として4件を選定し、うち1件に対して助成金を交付
 - b 平成24年度改修助成事業として6件を選定したうち、未交付となっていた2件について、1件に助成金を交付
 - c 平成23年度改修助成事業として11件を選定したうち、未交付となっていた1件について、助成金を交付

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No.

1010009

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト	所管局部課等	環境政策局地球温暖化対策室
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0.html	(連絡先)	222-4555
		(評価票作成者)	環境政策局地球温暖化対策室 松浦 幸也
業務運営方法	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 [委託先] (特活) 気候ネットワーク [委託内容] インターネット版環境家計簿の管理 [委託先] (有)ひのでやエコライフ研究所 [委託内容] 「大学生エコライフ推進プロジェクト」	事務事業の性格	任意的事業
		類型	3 イベント・講座・普及啓発
		会計区分	一般会計
		開始時期	平成 22 年度
		終了(予定)時期	平成 年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市地球温暖化対策条例 京都市地球温暖化対策計画 (2011-2020)		

主たる上位施策 0102 低炭素型のくらしやまちづくりの実現

目的 (どのような状態にしたいのか)	市域の民生家庭部門及び民生業務部門を中心とした温室効果ガス排出量などの環境負荷を持続的に低減させることを目指す。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	本市では、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、平成20年7月に「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を設置し、幅広い視点から課題等を議論し、平成22年4月、同市民会議から「12の視点」が盛り込まれた提言「環境にやさしいライフスタイルの創造へ 京都からの提言」を受けた。平成22年度以降、本事業において、「12の視点」を実践に移す取組として、市民ぐるみで京都流ライフスタイルへの転換に繋げるキャンペーンなどを実施している。
対象 (誰を、何を)	市民及び事業者
活動内容 (どのような手段で)	地球温暖化を防止し、低炭素社会を実現するためには、一人ひとりが環境にやさしい暮らし方を実践することが大切である。平成22年4月に提出された「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」からの提言には、ライフスタイルの転換を進めるうえで大切にしたい12の視点が盛り込まれた。12の視点を実践に移す取組として、市民ぐるみでライフスタイル転換につながるようなキャンペーンを実施する。

I-2 投入量

No.		区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
年間経費等推移 (千円)	①	事業費 (千円)	4,679	2,053	2,001	4,500
		報償費	23	0	0	0
		その他(旅費、需用費、使用料等)	161	57	6	300
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	①'	委託料 企画運営等	4,495	1,996	1,995	4,200
	②	委託料が事業費に占める割合 (①' ÷ ①) (%)	96.1	97.2	99.7	93.3
	③	人件費 (千円)	8,932	4,476	4,024	4,904
		職員(課長級) (人)	0.15	0.07	0.05	0.06
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	0.40	0.20	0.20	0.20
		職員(係員) (人)	0.40	0.20	0.20	0.30
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
	④	年間経費 (①+③) (千円)	13,611	6,529	6,025	9,404
⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	4,679	2,053	2,001	4,500	
	国庫・府支出金 (千円)	0	0	0	0	
	受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0	
	その他(基金繰入金) (千円)	4,679	2,053	2,001	4,500	
⑥	京都市年間負担経費 (④-⑤) (千円)	8,932	4,476	4,024	4,904	
⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業名

環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性)	政策性	■政策的意思決定を必要とするサービス(政策的)	必要性(程度)
	□特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)		□経常業務の度合いが高いサービス(経常的)	
必要性	□日常生活に必要不可欠なサービス(必需)	行政専門性	□行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性)	無
	■日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)		■行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	
判定	④ 選択・共同消費性	判定	④ 政策的・一般専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 〔例〕美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要ですが、業務を円滑に進めていくためには、行政以外の実施主体が持つ専門的な知識やノウハウ等が必要で、行政と行政以外の実施主体の協働を原則としますが、そのあり方は、業務ごとに個別の検討を必要とします。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業	ライフスタイルの転換の必要性は、本市に限らず、認識されており様々な事業が実施されている。ただ、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を立ち上げ、議論した自治体は本市が初めてである。		他の政令指定都市の実施状況	ライフスタイルの転換に係る様々な事業が実施されている。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度				指標名	単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
指標 1	キャンペーンの参加者数				目標値 …①	人	2,100	2,200	2,300	2,400
					実績値 …②	人	3,241	2,279	2,135	
					目標達成率 (②÷①)	%	154.3	103.6	92.8	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標		評価	かなり良い	良い	良い		
指標 2					目標値 …①					
					実績値 …②					
					目標達成率 (②÷①)	%				
区分		種類			評価					
						総合評価	良い	良い		
指標の選択理由						目標値設定の考え方				
指標 1	環境にやさしいライフスタイルへ転換した人数と相関の大きい指標であるため。					平成27年度末に、平成22年度値の125% (2,400人) となるように設定 (100件未満切り上げ)。				
指標変更の有無	無	指標名				区分	適用年度		単位	
指標 2										
	指標変更の有無	無	指標名				区分	適用年度		単位
【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況										
		見直しの状況	前年度に設定した評価指標名			単位	H23年度	H24年度	H25年度	
指標 1	区分	変更無	種類			目標値 …①				
						実績値 …②				
						目標達成率 (②÷①)	%			
指標 2	区分	変更無	種類			目標値 …①				
						実績値 …②				
						目標達成率 (②÷①)	%			
効率性	No.	区分				単位	H23年度	H24年度	H25年度	
	①	キャンペーンの参加者数				人	3,241	2,279	2,135	
	②	年間経費 (事業費及び人件費の合計額)				千円	13,611	6,529	6,025	
	③	単位当たり経費 (②÷①×1,000円)				円/単位	4,200	2,865	2,822	
	④	単位当たり経費変動率 (%)						-31.8	-1.5	
						評価	かなり良くなった	良くなった		
市民参加度 (市民参加の手法)	有		(市民参加の具体的な手法等) 市民を巻き込んだキャンペーンを実施しているため、実施段階における市民参加度は高い。							
市会・監査・外部機関等からの指摘										

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No.

1010003

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	京のアジェンダ21推進事業	所管局部課等	環境政策局地球温暖化対策室
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0.html	(連絡先)	222-4555
		(評価票作成者)	「KANKYO」プロジェクト推進課長 松浦卓也
業務運営方法	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 (委託先) 京のアジェンダ21フォーラム (委託内容) 京のアジェンダ21推進事業の委託	事務事業の性格	任意的事業
		類型	11 その他
		会計区分	一般会計
		開始時期	平成 9 年度
		終了(予定)時期	平成 年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市地球温暖化対策条例 京都市地球温暖化対策計画(2011-2020) 京のアジェンダ21		

主たる上位施策	0102 低炭素型のくらしやまちづくりの実現
目的 (どのような状態にしたいのか)	次の3つの基本方針のもと、環境保全を基本としながら、地域コミュニティの活性化、伝統の継承と新しい産業や文化の創造といったような豊かなまちづくりにもつながる持続可能な都市づくりをめざす。 ①京都の特性を活かした生活様式と事業活動をつくる。 ②環境と共生する物・エネルギーの循環システムをつくる。 ③環境にやさしい交通と物流システムをつくる。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	平成4年にリオデジャネイロで開催された地球サミット(国連環境開発会議)において、持続可能な開発を通じた地球環境の保全の実現に向けた行動計画として「アジェンダ21」が採択されたことを受け、市民生活や経済活動を消費型から循環型へ変革し、持続型社会づくりを目指す行動計画(地方版「アジェンダ21」)として、平成9年10月に「京のアジェンダ21」を策定した。
対象 (誰を、何を)	市民及び市内で事業活動を行う事業者等
活動内容 (どのような手段で)	環境と共生する持続型社会への行動計画「京のアジェンダ21」の普及啓発、実践活動の推進を行うため、市民・事業者参加のパートナーシップ推進組織「京のアジェンダ21フォーラム」の運営、同組織の活動による三者協働のもとでの広報活動、その他事業推進に係る調査研究を行う。 ・リーディングプロジェクト推進のためのワーキンググループ活動の実施 ・既存住宅のエコ化、再生可能エネルギーの普及、交通と観光のエコ化、京都環境コミュニティ活動 ・京のアジェンダ21の推進に係る事業の実施 ・家庭の省エネ相談所、伏見エコライフプロジェクト ・環境活動情報の収集・発信 など

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
年間経費等推移 (千円)	①	事業費 (千円)	20,634	17,132	17,132	17,132
		負担金補助及び交付金	10	10	10	10
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	①'	委託料 パートナーシップ推進事業	20,624	17,122	17,122	17,122
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①) (%)	100.0	99.9	99.9	99.9
	③	人件費 (千円)	4,747	2,179	2,067	2,947
		職員(課長級) (人)	0.10	0.03	0.03	0.04
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	0.20	0.10	0.10	0.10
		職員(係員) (人)	0.20	0.10	0.10	0.20
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
	④	年間経費(①+③) (千円)	25,381	19,311	19,199	20,079
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	0	0	0	0
		国庫・府支出金 (千円)	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0
		その他() (千円)	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	25,381	19,311	19,199	20,079
	⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No.

1002006

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	「世界一美しいまち・京都」の推進		所管局部課等	環境政策局循環型社会推進部 まち美化推進課		
			(連絡先)	213-4960		
			(評価票作成者)	まち美化推進課長 久保岡男		
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000016745.html					

業務運営方法	部分補助等	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 京都市まちなみ美化推進事業団の年間会費を負担。 「世界の京都・まちなみ美化市民総行動」実行委員会(京都市と京都市まちなみ美化推進事業団で構成)に対する事業費を負担。	事務事業の性格	任意的事業		
			類型	3 イベント・講座・普及啓発		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	13	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例					

主たる上位施策	0101 自然環境とくらしを気遣う環境の保全
目的 (どのような状態にしたいのか)	美しく、かつ、快適な生活環境の保全、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成を目指す。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	平成9年8月施行の「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」に基づき、美しく快適な生活環境の保全、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成、特に散乱ごみの防止を図るために事業を実施している。
対象 (誰を、何を)	京都市全域
活動内容 (どのような手段で)	まちなみの美化を多面的・横断的に推進するため、「京都市美しいまちづくり推進本部」(市長を本部長とし、関係局等で構成)を中心に市民、事業者と一体となって以下のまちなみの美化事業を推進する。 ・不法投棄防止啓発看板、ポイ捨て禁止啓発物等の作製 ・まちなみの美化推進住民協定締結促進 ・まちなみ美化実践活動助成 ・友・遊・美化バスポート事業 ・団体との定期協議及び協同事業 ・自動販売機届出受付事務

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
年間経費等推移 (千円)	①	事業費 (千円)	21,382	19,759	18,022	23,802
		需用費(物品・消耗品費等)	7,470	6,113	5,782	10,909
		負担金補助及び交付金	13,377	12,289	11,862	12,410
		旅費	69	74	67	130
		その他(共済費、賃金、保険料、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸品購入費)	466	401	311	353
			0	0	0	0
			0	0	0	0
		①' 委託料 調査業務等	0	882	0	0
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①) (%)	0.0	4.5	0.0	0.0
	③	人件費 (千円)	11,034	11,717	13,947	14,496
		職員(課長級) (人)	0.14	0.19	0.19	0.24
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	0.34	0.34	0.43	0.43
		職員(係員) (人)	0.75	0.75	1.00	1.00
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
	④	年間経費(①+③) (千円)	32,416	31,476	31,969	38,298
年間経費等推移 (千円)	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	0	0	0	0
		国庫・府支出金 (千円)	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0
		その他() (千円)	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	32,416	31,476	31,969	38,298
年間経費等推移 (千円)	⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No.

1010011

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	「エコ学区」事業	所管局部課等	環境政策局地球温暖化対策室
お問い合わせ先	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0.html	(連絡先)	222-4555
		(評価票作成者)	「エコ学区」プロジェクト推進課 長瀬 卓也
業務運営方法	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 (名称)(公財)京都市環境保全活動推進協会、京都地球温暖化防止府民会議、他 (内容)本事業内で行う「学習会」、「くらしの匠」、「うちエコ診断」等を委託	事務事業の性格	任意的事業
		類型	3 イベント・講座・普及啓発
		会計区分	一般会計
		開始時期	平成 25 年度
		終了(予定)時期	平成 29 年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市地球温暖化対策条例 京都市地球温暖化対策計画(2011-2020) 京都市エネルギー政策推進のための戦略		

主たる上位施策	0102 低炭素型のくらしやまちづくりの実現
目的 (どのような状態にしたいのか)	低炭素社会実現に向け、学区単位のエコ活動が活発に行われることにより、地域や家庭からの環境にやさしいライフスタイルへの転換と温室効果ガス排出量の削減を目指す。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	平成32年度までに、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量を平成2年度比で25%削減する目標を掲げた地球温暖化対策条例を平成23年4月に施行した。しかしながら、家庭や地域からの二酸化炭素排出量は増加傾向であり、家庭や地域における一層の対策が必要とされている。
対象 (誰を、何を)	学区、市民
活動内容 (どのような手段で)	学区自らの「エコ学区宣言」を契機に環境への意識を高められ、学区での取組が拡充するよう、市民の自主性や多様性を尊重しつつ学習会の開催やエコ活動支援物品の配布等により支援する。

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算	
	①	事業費	(千円)	0	0	31,152	38,800
		旅費（調査出張等）		0	0	93	186
		需用費（啓発物品、消耗品費等）		0	0	1,899	5,994
		役務費（通信運搬費）		0	0	23	300
		備品購入費		0	0	1,814	0
		報償費		0	0	0	50
				0	0	0	0
	①' 委託料 地域の相談窓口及び学習会の企画実施等		0	0	27,323	32,270	
	②	委託料が事業費に占める割合（①' ÷ ①）	(%)	0.0	0.0	87.7	83.2
	③	人件費	(千円)	0	0	21,265	9,830
		職員（課長級）	(人)	0.00	0.00	0.32	0.14
		職員（課長補佐級、係長級）	(人)	0.00	0.00	0.80	0.30
		職員（係員）	(人)	0.00	0.00	1.30	0.70
		嘱託職員等人件費	(千円)	0	0	0	0
④	年間経費（①＋③）	(千円)	0	0	52,417	48,630	
⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	(千円)	0	0	31,152	38,800	
	国庫・府支出金	(千円)	0	0	0	0	
	受益者負担分(使用料、手数料等)	(千円)	0	0	0	0	
	その他(基金繰入金)	(千円)	0	0	31,152	38,800	
⑥	京都市年間負担経費（④－⑤）	(千円)	0	0	21,265	9,830	
⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No. 2150022

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	地域コミュニティ活性化策の推進	所管局部課等	文化市民局地域自治推進室
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/17-3-0-0-0-0-0-0-0.html	(連絡先)	075-222-3049
		(評価票作成者)	地域づくり推進課長 松村 恵司
業務運営方法	部分委託 委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 (部分委託)印刷物の作成等 (部分補助)「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」により、住民組織が主体となつて行う地域活動への参加や地域住民相互の交流・協働を促進するための取組に対して助成金を交付する。	事務事業の性格	任意的事業
		類型	3 イベント・講座・普及啓発
		会計区分	一般会計
		開始時期	平成 20 年度
		終了(予定)時期	平成 年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市地域コミュニティ活性化推進条例		

主たる上位施策	0401 いきいきと活動する地域コミュニティづくり
目的 (どのような状態にしたいのか)	京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、具体的な活性化策を実施し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現する。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会・町内会等に参加する住民割合の低下、地域活動に参加する地域住民の減少により、地域住民相互のつながりが希薄になっていることから、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されているため。
対象 (誰を、何を)	地域住民、事業者(住宅の供給等に関する事業者等)
活動内容 (どのような手段で)	パンフレット、チラシ、インターネット等を通じた地域住民や京都市への転入者への啓発、地域コミュニティ活性化に向けた支援制度、地域コミュニティサポートセンターでの自治会・町内会等への助言、情報提供、実態把握等に総合的に取り組む。

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
①	事業費	(千円)	2,921	10,536	10,875	12,000
	費用費		1,859	3,092	3,882	2,925
	その他		522	788	742	830
	負担金補助及び交付金		0	2,525	3,558	4,200
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	①' 委託料 印刷物等作成		540	4,131	2,693	4,045
②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①)	(%)	18.5	39.2	24.8	33.7
③	人件費	(千円)	13,858	30,296	55,003	61,411
	職員(課長級)	(人)	0.23	0.80	1.12	1.22
	職員(課長補佐級、係長級)	(人)	0.48	1.10	2.32	2.63
	職員(係員)	(人)	0.80	1.20	2.63	2.93
	嘱託職員等人件費	(千円)	0	0	0	0
④	年間経費(①+③)	(千円)	16,779	40,832	65,878	73,411
⑤	特定財源(市税等の一般財源以外)	(千円)	0	0	0	0
	国庫・府支出金	(千円)	0	0	0	0
	受益者負担分(使用料、手数料等)	(千円)	0	0	0	0
	その他()	(千円)	0	0	0	0
⑥	京都市年間負担経費(④-⑤)	(千円)	16,779	40,832	65,878	73,411
⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④)	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業名 地域コミュニティ活性化策の推進

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) □特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策性 ■政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) □経常業務の度合いが高いサービス(経常的)	行政専門性 ■行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) □行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	必要性(程度)
	■日常生活に必要な不可欠なサービス(必需) □日常生活に必要な不可欠でないサービス(選択)			無
判定	① 必需・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活の維持などのため、欠かさず提供する必要のあるサービスが該当します。 ただし、サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため、その負担のあり方や程度について、検討しなければなりません。 【例】上下水道、ごみ収集など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況		札幌市、横浜市などで、地域コミュニティに関する条例が制定されている。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標1	「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」による助成の効果		目標値 …①	点	3.5	3.5	3.5
			実績値 …②	点	3.3	3.4	
			目標達成率(②÷①)	%	94.3	97.1	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標				
指標2	地域コミュニティサポートセンター相談件数		目標値 …①	件	323	458	529
			実績値 …②	件	323	435	
			目標達成率(②÷①)	%	100.0	95.0	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標				
				評価	良い	良い	
				総合評価	良い	良い	
指標の選択理由				目標値設定の考え方			
指標1	自治会・町内会の加入率向上、運営活性化等を目指した取組に助成するものであるため、助成事業完了後に助成先に効果実感をアンケート等により調査し、その平均値を見ることによって、助成による地域コミュニティ活性化への効果を判断する。			4段階評価で3と4をプラス評価とするため、その平均値である3.5点以上を目標値とする。			
	指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位	
指標2	自治会・町内会等の運営や地域の課題解決に向けた助言等の支援を行うことが目的であり、より多くの相談に応じることで地域コミュニティの活性化に寄与できると考えられるため。			「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画において平成27年度における目標値が900件と定められているため、平成24年度の実績値323件(10箇月分)を年間数に換算した数値387件(323件×12/10)を基準にして、平成27年度における目標達成のために、毎年一定の増加(71件)を見込んでいくこととした。			
	指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位	

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名	単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標1	変更無	目標値 …①				
		実績値 …②				
		目標達成率(②÷①)	%			
区分		種類	評価			
指標2	変更無	目標値 …①				
		実績値 …②				
		目標達成率(②÷①)	%			
区分		種類	評価			

No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度	
効率性	①	地域コミュニティサポートセンター相談件数	件	0	323	435
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	16,779	40,832	65,878
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位		126,415	151,444
	④	単位当たり経費変動率（％）				19.8
				評価		かなり悪くなった
市民参加度 （市民参加の 手法）	有	（市民参加の具体的な手法等） 「京都市地域コミュニティ活性化推進審議会」（市民公募委員2名を含む15名で構成）の意見を聞きながら、「地域コミュニティ活性化推進計画」を推進している。				

市会・監査・外部機関からの指摘	平成23年9月市会 議第103号地域コミュニティ活性化推進条例の制定(平成23年10月31日)付帯決議 内容:①地域コミュニティ活性化の推進に関する計画を定めるに当たり、前例のない共有化を図り、また施策として幼・保・小・中学校との連携も重視し環境整備すること。②共同住宅の連絡調整担当者の選任制度については、共同住宅以外の住宅の新築工事・販売・貸付及び管理をする業者にも適用することが適当な場合があることから、環境整備をしたうえで、必要な措置を講ずること。
-----------------	--



現在位置: [トップページ](#) [市政情報](#) [総合計画・政策](#) [実施計画](#) [「はばたけ未来へ! 京プラン」実施計画\(政策編\)進捗状況](#)
[トップページ](#) [「はばたけ未来へ! 京プラン」実施計画\(政策編\)進捗状況トップページ](#)
「はばたけ未来へ! 京プラン」実施計画(政策編)進捗状況 No.32003

「はばたけ未来へ! 京プラン」実施計画(政策編)進捗状況 No.32003

ページ番号121178

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)
[シェア](#)

2013年3月29日

No.32003 民間の活力を生かした京町家の保全・再生

区分

一部を除き〔実施済み又は実施中〕

年次計画

事業概要	年次計画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
京都の伝統的な建築様式と生活文化を伝える京町家は、歴史都市・京都の景観の基盤を構成するものであり、京都のもつ大きな魅力であるが、年々消失し、その保全・活用が喫緊に求められている。 そのため、20・21年度に実施した京町家まちづくり調査の結果を踏まえ、京町家まちづくりファンドを利用した改修助成、不動産管理信託、改修工事費用調達のしくみなどの活用や、京町家再生プランを充実させ、京都ならではの伝統的な木造建築物の保全、活用に関する取組を推進する。	・京町家まちづくりファンドを利用した改修助成 ⇒ ・不動産管理信託、費用調達のしくみの活用 ⇒ ・京町家再生プランの充実	⇒	⇒	⇒

共済指標					4年間 総経費 (百万円)
指標名	現在値 (23年度)	目標値 (27年度)	目標値の確率		
			単年度	累計	
不動産管理信託を活用した京町家の保全・活用数	2件	5件	○		0

進捗状況

進捗状況

年度	予算額 (百万円)	取組予定	進捗状況	決算額 (百万円)
24年度	3.7 (予算現額)	・京町家まちづくりファンドを利用した改修助成 ・不動産管理信託、費用調達のしくみの活用 ・京町家再生プランの充実	・京町家まちづくりファンド改修助成事業(18年度～) 24年度の申請受付(4月13日～6月29日) 助成件数 累計67件 ・不動産管理信託を活用した京町家の保全(22年度～)	3.1
25年度	0.0 (予算現額)	・京町家まちづくりファンドを利用した改修助成 ・不動産管理信託、費用調達のしくみの活用 ・京町家再生プランの充実	・京町家まちづくりファンド改修助成事業 25年度の申請受付(5月1日～6月21日) 助成件数 累計70件 ・不動産管理信託を活用した京町家の保全	0.0
26年度	0.0	・京町家まちづくりファンドを利用した改修助成 ・不動産管理信託、費用調達のしくみの活用 ・京町家再生プランの充実	・京町家まちづくりファンド改修助成事業 26年度の申請受付(4月1日～5月23日) 助成件数 累計71件 ・京町家継承ネットを設立(11月21日)	

27年度

共汗指標**指標名**

不動産管理信託を活用した京町家の保全・活用数

目標値

5件

共汗指標

現況値 (計画実施前)	2件(23年度末)	実績値	0件(24年度) 0件(25年度) 0件(11月末)
----------------	-----------	-----	----------------------------------

担当所属

都市計画局都市景観部景観政策課(075-222-3397)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No. 2513003

I 事業の概要

重点評価

I-1 事業の概要

事務事業名	歴史的建築物保存・活用推進事業	所管局部課等	都市計画局建築指導部建築指導課
事業コード		(連絡先)	222-3620
		(評価票作成者)	課長 中山 雅永
業務運営方法	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 補助先の名称：条例の対象建築物の所有者 補助の内容：条例に基づく保存活用計画の作成費用	事務事業の性格	任意的事業
		類型	1 個人給付・融資
		会計区分	一般会計
		開始時期	平成 26 年度
		終了(予定)時期	平成 年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例		

主たる上位施策	2302 既存建築物の安全性の向上
目的 (どのような状態にしたいのか)	現行の建築基準法では困難であった景観的、文化的に重要な歴史的建築物の改修等を支援し、安全性等を確保しながら保存、活用することを推進する。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	助成：条例を活用するに当たっての「保存活用計画」の作成については安全性の評価に高度な判断を要することから、コストが増大し、建築物の所有者の負担が大きいため。 普及啓発：条例の活用促進のためには更なる普及啓発が必要である。 専門家への意見聴取体制整備：安全性の判断には高度な判断が必要なケースがある。 調査研究：現行の条例が対象としていない京町家約1万軒についても安全性を確保しつつ、増改築等を容易にするための制度を整備する必要がある。
対象 (誰を、何を)	補助：条例が対象とする、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた歴史的建築物の所有者。 普及啓発：上記の建築物の所有者や、建築・不動産等の各種団体。 専門家への意見聴取体制整備：地震や火災の専門家。 調査研究：保存状態が良好な京町家のうち、現行の条例が対象としていないもの。
活動内容 (どのような手段で)	■助成：条例の対象建築物の所有者が、保存活用計画(工事計画、地震や火災に対する安全性確保や維持管理計画等)の作成に必要な費用の一部を助成。 (1) 補助金額：上記費用の3分の2以下とし、京町家等の木造で、2階建以下かつ延べ面積200㎡以下のものは上限額200万円、木造又は前述以外の木造については上限額500万円。 (2) 要件：条例の対象建築物であること等。 ■普及啓発 (1) 普及啓発：建築物の所有者や関係団体に対する条例の周知(資料配布や説明会等)。 (2) 意向調査：建築物の所有者に対する、活用意向の調査や、条例を活用することが望ましい案件についての働きかけ。 ■専門家への意見聴取体制の整備 保存活用計画の安全性等の審査にあたり、れんが造等の特殊な構造形式の構造上の安全性や、多数の方が利用する建築物等の防火上の安全性等を判断する場合等の、市長や建築審査会が第三者的な立場の専門家に見解を求め、意見を反映させる体制の整備。 ■調査研究 現行条例対象でない京町家等についての、必要な安全性等を確保し増改築等の活用を容易にするための制度の検討。 具体的には、既存の研究(国や研究機関等による構造や防火に関する研究等)を分析し、京町家の増改築を行うための使いやす安全基準等を検討する。 ※指標1の保存建築物の総軒数は現在の条例の対象軒数(木造は約500軒)を前提としており、本調査研究は指標1の数値と直接的に関わるものではない。

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
年間経費等推移 (千円)	①	事業費 (千円)	0	0	0	23,000
		報償費	0	0	0	675
		旅費	0	0	0	120
		需用費	0	0	0	900
		役務費	0	0	0	280
		使用料及び賃貸料	0	0	0	25
		負担金補助及び交付金	0	0	0	13,000
	①'	委託料 普及啓発及び活用支援事業等	0	0	0	8,000
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①)	0.0	0.0	0.0	34.8
	③	人件費 (千円)	0	0	0	13,086
		職員(課長級)	0.00	0.00	0.00	0.05
		職員(課長補佐級、係長級)	0.00	0.00	0.00	0.50
		職員(係員)	0.00	0.00	0.00	1.00
		嘱託職員等人件費	0	0	0	0
	④	年間経費(①+③) (千円)	0	0	0	36,086
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	0	0	0	5,000
		国庫・府支出金 (千円)	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0
		その他(ふるさと納税基金繰入金) (千円)	0	0	0	5,000
	⑥	京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	0	0	0	31,086
	⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度 (平成25年度分)	事務事業名 歴史的建築物保存・活用推進事業
-----------------------------	------------------------------

II-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	☒ より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) ☐ 特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策的 性	☒ 政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) ☐ 经常業務の度合いが高いサービス(经常的)	必要性(程度)
必要性	☐ 日常生活に必要不可欠なサービス(必需) ☒ 日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)	行政専門 性	☒ 行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) ☐ 行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	無
判定	④ 選択・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かさないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況		

II-2 業績評價

目標達成度		指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標 1	保存建築物登録軒数			目標値 …①	軒			3
				実績値 …②	軒			
				目標達成度 (②÷①)	%			
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標		評価			
指標 2				目標値 …①				
				実績値 …②				
				目標達成度 (②÷①)	%			
区分		種類			評価			
					総合評価			
指標の選択理由					目標値設定の考え方			
指標 1	「保存建築物登録軒数」とは、京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第4条第1項に基づき市長が登録を行う保存建築物の軒数を示す。条例を活用しての歴史的建築物の保存・活用の実績は最終的に保存建築物の登録軒数で示されるものであり、普及啓発や助成制度についても登録軒数を増加させることを目標とするものであるため、指標1による事業の効果検証が適当である。				過去の実績から設平成24年度及び平成25年度は木造建築物1軒ずつの登録実績であった。平成26年度においては7月から普及啓発の業務委託及び助成制度を開始することから条例活用の機運が高まることを期待して3件とした。			
指標変更の有無	無	指標名	区分		適用年度		単位	
指標 2								
指標変更の有無	無	指標名	区分		適用年度		単位	
【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況								
		見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標 1	変更無				目標値 …①			
					実績値 …②			
					目標達成度 (②÷①)	%		
区分		種類			評価			
指標 2	変更無				目標値 …①			
					実績値 …②			
					目標達成度 (②÷①)	%		
区分		種類			評価			
効率性	No.	区分			単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	保存建築物登録軒数			軒			
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）			千円			
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）			円/単位			
	④	単位当たり経費変動率（%）						
						評価		
市民参加度 （市民参加の 手法）	無		（市民参加の具体的な手法等）					
市会・監査・ 外部機関等 からの指摘								

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No.

2515004

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	建築物の耐震対策	所管局部課等	都市計画局建築指導部建築安全推進課
お問い合わせ先	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-13-0-0-0-0-0-0-0.html	(連絡先)	222-3613
		(評価票作成者)	建築安全推進課長 高木 勝英
業務運営方法	部分委託 委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 委託先：京都市住宅供給公社 委託内容：木造住宅の耐震支援事業に関する事務、木造住宅の耐震改修等に関する市民の相談対応及び普及啓発に関する事務及び京都市耐震改修促進ネットワークの取組に関する事務	事務事業の性格	義務的事業
		類型	2 事業補助
		会計区分	一般会計
		開始時期	平成 19 年度
		終了(予定)時期	平成 27 年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	建築物の耐震改修の促進に関する法律、国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱等、京都市木造住宅耐震診断士派遣事業要綱等		

主たる上位施策	2302 既存建築物の安全性の向上
目的 (どのような状態にしたいのか)	市内の既存建築物の耐震改修を促進し、地震に対する安全性の向上を図り、大地震による建築物の倒壊等の被害(死者数及び経済被害額)を少なくする。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの方の尊い命が奪われた。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準に適合していない住宅・建築物である。京都市域には、地震発生時に被害を受けると予想される活断層が8箇所あり、京都特有の状況として、戦前木造住宅が多く存在する等、地震発生時には莫大な被害が想定される。本市では、「京都市建築物耐震改修促進計画」を平成19年7月に策定し、平成27年度末を期限として、住宅、特定既存耐震不適格建築物、市有建築物の耐震化を進めている。
対象 (誰を、何を)	昭和56年5月31日以前に建築された建築物の所有者又は居住者
活動内容 (どのような手段で)	・市内の住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などに対し、耐震診断士の派遣や補助金の交付を通して、耐震化に要する市民の費用負担を軽減する。(木造住宅耐震診断士派遣事業、京町家耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修計画作成助成事業、木造住宅耐震改修助成事業、京町家等耐震改修助成事業、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業、分譲マンション耐震診断助成事業、分譲マンション耐震改修計画作成助成事業、分譲マンション耐震改修助成事業、特定既存耐震不適格建築物耐震診断助成事業、特定既存耐震不適格建築物耐震改修計画作成助成事業、特定既存耐震不適格建築物耐震改修助成事業及び既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業(耐震診断、耐震改修計画作成、耐震改修)) ・市民の主体的な耐震改修の取組を促す普及啓発を行うとともに、市民が安心して耐震改修を行うことができるよう必要な助言や情報提供等を行うなど、市民自ら耐震改修に一步を踏み出せるような働きかけを行う。 ・まちの匠、建築関係団体と京都市がネットワーク体制を構築し、地域住民組織と連携して、普及啓発、情報発信、相談助言の取組を行う。

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
年間経費等推移 (千円)	①	事業費 (千円)	80,486	365,667	224,252	610,946
		需用費	230	3,212	691	8,319
		負担金補助及び交付金	57,722	298,581	165,660	508,565
		役務費	0	131	107	497
		賃金等(緊急雇用創出事業)	471	0	0	0
		その他	0	0	32	639
			0	0	0	0
	①'	委託料 耐震診断士派遣、耐震補助金運営委託等	22,063	63,743	57,762	92,926
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①) (%)	27.4	17.4	25.8	15.2
	③	人件費 (千円)	33,276	69,307	73,652	73,652
		職員(課長級) (人)	0.36	0.37	0.56	0.56
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	0.72	2.59	2.60	2.60
		職員(係員) (人)	2.73	4.80	5.50	5.50
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
	④	年間経費(①+③) (千円)	113,762	434,974	297,904	684,598
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	49,780	205,333	131,454	389,901
		国庫・府支出金 (千円)	49,726	205,333	131,454	389,901
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0
		その他(雑入) (千円)	54	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	63,982	229,641	166,450	294,697
	⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業名 建築物の耐震対策

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	□より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) ■特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策性 □政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) ■経常業務の度合いが高いサービス(経常的)	行政専門性 □行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) ■行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	必要性(程度)
	□日常生活に必要な不可欠なサービス(必需) ■日常生活に必要な不可欠でないサービス(選択)			有(低い)
判定	③ 選択・個人消費性	判定	③ 経常的・一般専門性	現在の受益者負担率(%)
個人を対象とし、日常生活に欠かすことのできないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのは、サービスの供給に問題があり、公平平等なサービス提供できていない場合に限られます。 〔例〕資格取得のための社会人教育など		日常的、定型的な業務のため、政策的な判断を伴わず、また、業務を進めていくうえで、行政の専門的な知識やノウハウ等は必要としません。 サービスの提供についての行政の責任を明確にするなどしたうえで、行政以外の実施主体を積極的に検討すべき業務です。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況		全ての政令指定都市において、耐震支援事業を行っている。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度		指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		
指標 1	区分	活動指標	種類	増加することが良いとされる指標	目標値 …①	件	239	378	518	540
					実績値 …②	件	293	367	357	
					目標達成率(②÷①)	%	122.6	97.1	68.9	
指標 2	区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	目標値 …①	件		536	1,000	1,001
					実績値 …②	件		655	447	
					目標達成率(②÷①)	%		122.2	44.7	
					総合評価		かなり良い	かなり悪い		

指標の選択理由				目標値設定の考え方			
指標 1	事務事業の目的である耐震対策がどれだけ達成されたかを把握するため、耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業（耐震改修助成事業を除く。）の実施件数を指標とする。			予算措置状況を勘案して設定。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度		単位	
指標 2	耐震改修助成事業を利用して耐震化された建築物数事務事業の目的である耐震対策がどれだけ達成されたかを把握するため、耐震改修助成事業の実施件数を成果指標として設定する。			予算措置状況を勘案して設定。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度		単位	

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況							
	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標 1	変更無	区分	種類	目標値 …①			
				実績値 …②			
				目標達成率(②÷①)	%		
指標 2	変更無	区分	種類	目標値 …①			
				実績値 …②			
				目標達成率(②÷①)	%		

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度	
	①	耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業の利用件数及び耐震改修助成事業を利用して耐震化された建築物数		件	341	1,022	804
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）		千円	113,762	434,974	297,904
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）		円/単位	333,613	425,611	370,527
	④	単位当たり経費変動率（%）				27.6	-12.9
				評価	かなり悪くなった	かなり良くなった	

市民参加度 （市民参加の 手法）	有	（市民参加の具体的な手法等） 地域住民組織と連携して、チラシの全戸配布や戸別訪問による声掛け等のすまいの耐震化を促進する働きかけを行う。
------------------------	---	---

市会・監査・ 外部機関等 からの指摘	
--------------------------	--

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No. 2509003

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進	所管局部課等	都市計画局まち再生・創造推進室
お問い合わせ先	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/56-7-0-0-0-0-0-0-0-0.html	(連絡先)	222-3503
		(評価票作成者)	密集市街地・細街路対策課長 文田 達郎
業務運営方法	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 (名称)株式会社サンワコン 関西支店 (内容)防災まちづくり活動支援業務(その1) (名称)株式会社地域計画建築研究所 (内容)防災まちづくり活動支援業務(その2)	事務事業の性格	任意的事業
	部分委託	類型	1 1. その他
		会計区分	一般会計
		開始時期	平成 23 年度
		終了(予定)時期	平成 年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	住生活基本計画(全国計画)		

主たる上位施策	2404 住宅・住環境の安全性の向上
目的 (どのような状態にしたいのか)	歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちを日指す。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	平成23年3月に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において、地震時等に著しく危険な密集市街地を平成32年までに概ね解消することが目標として設定された。
対象 (誰を、何を)	市内各地の木造密集市街地及び細街路
活動内容 (どのような手段で)	歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるため、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」を策定するとともに、市内の密集市街地の中から、「優先的に防災まちづくりを進める地区」を11地区選定し、この11地区をはじめとした防災上課題のある地区において、住民と行政が一体となった防災まちづくりを順次、進めている。

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費 (千円)	21,955	15,319	18,505	32,500
		報償費(謝礼等)	210	0	0	0
		旅費(関係機関協議、他都市調査)	62	196	200	100
		需用費(資料収集、資料作成等)	470	500	855	900
		備品購入費	170	347	0	0
		負担金補助及び交付金	0	0	0	14,000
		その他	43	17	62	500
	①'	委託料 防災まちづくり活動支援業務	21,000	14,259	17,388	17,000
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①) (%)	95.7	93.1	94.0	52.3
	③	人件費 (千円)	13,271	13,880	13,194	30,917
		職員(課長級) (人)	0.16	0.20	0.20	0.60
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	0.50	0.50	0.50	1.40
		職員(係員) (人)	0.80	0.80	0.80	1.40
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
	④	年間経費(①+③) (千円)	35,226	29,199	31,699	63,417
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	10,500	4,753	5,796	10,600
		国庫・府支出金 (千円)	10,500	4,753	5,796	10,600
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0
		その他() (千円)	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	24,726	24,446	25,903	52,817
	⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度 (平成25年度分)	事務事業名	歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進
---------------------	-------	---------------------------

II 評師結果

II-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	☒ より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) ☐ 特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策性	☒ 政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) ☐ 經常業務の度合いが高いサービス(經常的)	必要性(程度)
必要性	☒ 日常生活に必要不可欠なサービス(必需) ☐ 日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)	行政専門性	☒ 行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) ☐ 行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	無
判定	① 必需・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活の維持などのため、欠かさず提供する必要があるサービスが該当します。 ただし、サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため、その負担のあり方や程度について、検討しなければなりません。 【例】上下水道、ごみ収集など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業	国、府、民間事業者による類似事業はない。	他の政令指定都市の実施状況	住生活基本法に基づく「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月閣議決定)において、全国で約6,000ha存在する「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、平成32年度までにこれらを概ね解消する目標が掲げられており、密集市街地を抱える多くの自治体では、継続して密集市街地対策に取り組んでいる。	

II-2 業績評價

目標達成度		指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標 1	区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	目標値 …①	地区	4	6
					実績値 …②	地区	4	6
					目標達成率 (②÷①)	%	100.0	100.0
					評価	良い	良い	
指標 2	区分		種類		目標値 …①			
					実績値 …②			
					目標達成率 (②÷①)	%		
					評価			
					総合評価	良い	良い	
指標の選択理由					目標値設定の考え方			
指標 1	密集市街地対策を進めるに当たっては、住民と行政が一体となった防災まちづくりに取り組む必要がある。このため、「優先的に防災まちづくりを進める地区」をはじめとした防災上課題のある地区のうち、地域主体の防災まちづくりに着手した地区を成果指標とした。				地域主体の防災まちづくりをはじめするには、地域における機運の醸成、体制の整備等が必要となる。「優先的に防災まちづくりを進める地区」をはじめとした防災上課題のある地区から、地域の意向を踏まえつつ、行政が働きかけを行うことで、毎年度2地区ずつ取組に着手することを目標とする。			
指標変更の有無	無	指標名	区分		適用年度	単位		
指標 2								
指標変更の有無	無	指標名	区分		適用年度	単位		
【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況								
		見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標 1	区分	変更無	種類		目標値 …①			
					実績値 …②			
					目標達成率 (②÷①)	%		
					評価			
指標 2	区分	変更無	種類		目標値 …①			
					実績値 …②			
					目標達成率 (②÷①)	%		
					評価			
効率性	No.	区分			単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	優先的に防災まちづくりを進める地区をはじめとした防災上課題のある地区において、地域と行政が一体となった防災まちづくりに取り組む地区数			地区	2	4	6
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）			千円	35,226	29,199	31,699
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）			円/単位	17,613,000	7,299,750	5,283,167
	④	単位当たり経費変動率（%）					-58.6	-27.5
					評価	かなり良くなった	かなり良くなった	
市民参加度 （市民参加の 手法）	有		（市民参加の具体的な手法等） 地域住民が安心安全に住み続けられるまちづくりを進めるため、地域と行政が一体となった防災まちづくりを進める。					
市会・監査・外部機関等からの指摘								

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No.

2523008

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度		所管局部課等	都市計画局住宅室住宅政策課		
			(連絡先)	222-3666		
			(評価票作成者)	住宅政策課担当課長 岡田 圭司		
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/12-6-0-0-0-0-0-0-0.html					
業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 (名称) 京都市住宅供給公社 (内容) リフォーム融資の工事完了後の現場調査	事務事業の性格	任意的事業		
			類型	1 個人給付・融資		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	5	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度要綱					

主たる上位施策	2405 重層的な住宅セーフティネット(安全網)の構築
目的 (どのような状態にしたいのか)	市民が自らが居住する住宅のリフォームや耐震改修、建て替えなどにおいて必要となる資金の一部を、市内金融機関が低金利の融資がしやすい環境を整備することにより、住宅ストックの質の維持、向上を図る。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	住宅購入時における市外への転出を抑え市内での住宅取得を支援する目的で平成5年度に融資制度を開始したが、民間の金融機関において住宅取得向け融資が充実してきたことや、市内において一定の住宅ストックが形成された一方で、それらの住宅において高齢化、安全性、地球環境といった住宅の質への対応については十分でなかったことから、既存住宅におけるバリアフリー改修や耐震改修、さらに環境に配慮した改修等を促進させるため、低金利の融資制度を設けた。また、狭小宅地における震災対策の促進や既存不適格(現行の高さや容積率の規制を超える)マンションの建て替え支援のため、融資制度の拡充を行ってきた。
対象 (誰を、何を)	市内の金融機関を直接の対象とするが、それにより市民が金融機関から低金利で融資を受けることができる。
活動内容 (どのような手段で)	市内の金融機関で低金利の融資を実施するために必要な資金を預けてその利子を活用することで、金融機関において、市民が行う住宅のリフォームへの低金利の融資を促進させる。 ＜融資の種別＞ (1) 一般リフォーム融資(居住部分を対象としたリフォーム) (2) バリアフリーリフォーム融資(居住部分を対象とし、手すり設置・段差解消、廊下の拡幅、浴室、便所の改修などのリフォーム) (3) 耐震改修融資(居住部分を対象とし、耐震認定に基づく工事や「まちの匠の知恵」を活かした工事など) (4) エコリフォーム融資(居住部分を対象とし、窓や外壁等の断熱改修、太陽光発電システムの設置、節水型トイレや高断熱窓の設置など) (5) 耐震建て替え融資(耐震診断の結果、木造住宅を除却した敷地に住宅金融支援機構の融資を受けて住宅を新築するもの) (6) 一戸一戸耐震建て替え融資(耐震診断の結果、木造住宅を除却し、跡地を取得したうえで、その跡地と併せた敷地に住宅金融支援機構の融資を受けて住宅を新築するもの) (7) マンション建て替え融資(建て替え決議を行った分譲マンションのうち、高さ又は容積に係る既存不適格となっているものを区分所有する方で、住宅金融支援機構の融資を受けて住宅(建て替え後のマンション又は市内の住宅)を取得するもの)

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
年間経費等推移 (千円)	①	事業費 (千円)	348,755	442,876	541,630	618,950
		需用費	69	0	0	0
		融資制度預託金	348,000	442,000	541,000	617,110
		その他(通信運搬費等)	0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	①'	委託料 工事完了審査業務等委託料	686	876	630	1,840
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①)	0.2	0.2	0.1	0.3
	③	人件費 (千円)	12,306	7,300	7,602	7,194
		職員(課長級)	0.09	0.13	0.15	0.09
		職員(課長補佐級、係長級)	0.13	0.08	0.13	0.14
		職員(係員)	1.24	0.62	0.61	0.63
		嘱託職員等人件費	0	0	0	0
	④	年間経費(①+③)	361,061	450,176	549,232	626,144
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外)	348,000	442,000	541,000	617,110
		国庫・府支出金	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料、手数料等)	0	0	0	0
		その他(預託金)	348,000	442,000	541,000	617,110
⑥	京都市年間負担経費(④-⑤)	(千円)	13,061	8,176	8,232	9,034
⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④)	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

[illegible]

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No. 2513002

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	建築協定支援事業	所管局部課等	都市計画局建築指導部建築指導課
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000021235.html	(連絡先)	222-3620
		(評価票作成者)	建築指導課長 中山 雅永
業務運営方法	全部補助等	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容	京都市建築協定連絡協議会に対し、建築協定の円滑な運営及び普及・促進を図ることを目的に、その活動に要する費用の一部を補助している。
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市建築協定支援事業補助金交付要綱		
事業概要	事務事業の性格		任意的事業
	類型		2 事業補助
	会計区分		一般会計
	開始時期		平成 2 年度
	終了(予定)時期		平成 年度

主たる上位施策	2304 環境に配慮され、だれもが使いやすい建築物の誘導
目的 (どのような状態にしたいのか)	各運営委員会が相互に連絡を取り合い、情報交換及び普及啓発を行うことにより、建築協定制度の有効な活用を促進し、良好な環境を維持推進する。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	京都市内の各建築協定地区の運営委員会数の増加に伴い、建築協定の運営について相互に情報交換や普及啓発を行う場が必要とされた。
対象 (誰を、何を)	京都市内の各建築協定地区の運営委員会を会員とする建築協定連絡協議会
活動内容 (どのような手段で)	建築協定連絡協議会の取組に対し、これに要する費用を補助するとともに、事務局として同協議会の活動を支援する。 <建築協定連絡協議会の主な取組> 1 総会開催(年1回)、2 他都市研修会の開催(年1回)、3 広報誌の発行(年2回)、4 勉強会、意見交換会の開催(年1回)

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
年間経費等推移 (千円)	①	事業費 (千円)	424	407	437	580
		負担金補助及び交付金(まちなみ支援)	424	407	437	580
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	①'	委託料	0	0	0	0
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①)(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	③	人件費 (千円)	11,130	10,907	10,293	10,183
		職員(課長級) (人)	0.05	0.03	0.06	0.05
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	0.25	0.25	0.20	0.20
		職員(係員) (人)	1.00	1.00	1.00	1.00
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
	④	年間経費(①+③) (千円)	11,554	11,314	10,730	10,763
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	0	0	0	0
		国庫・府支出金 (千円)	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0
		その他() (千円)	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	11,554	11,314	10,730	10,763
	⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④)(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

都 市 整 備 部

(市街地整備課・整備推進課・南部区画整理事務所)

1 土地区画整理事業の概要

(1) 事業の目的

土地区画整理事業は、良好なまちづくりのために、土地の区画形質を整え、道路、公園、水路等の公共施設を整備改善することにより、土地の利用度を高め、もって公共の福祉の増進に資するものである。

(2) 事業の沿革

本市における土地区画整理事業は、大正末期から外郭循環路線の建設と市街地の整備を目的として施行したのに始まる。現在、旧市街地周辺部にみられる整然とした街区は、ほとんど区画整理事業により形成されたものであり、事業施行済の地区は95地区、その面積は約3,680haに及び、これは市街化区域面積の約25%に相当する。

(3) 事業で用いられることば

ア 減歩

区画整理事業を施行する際、新しく必要とする道路、公園及び水路等都市生活に必要な公共施設用地や、事業資金を生み出す保留地に充当するために、各地権者から受益に応じて土地を提供してもらうこととなるが、この土地の面積が減少することを「減歩」という。

減歩には、公共施設用地を生み出す「公共減歩」及び保留地を生み出す「保留地減歩」があり、従前の土地に対する減歩の割合を「減歩率」という。減歩により面積は減るが、宅地の有効利用及び生活環境の改善により、土地の評価は従前に比して上昇する。

イ 換地

施行前の土地の代わりに施行後に権利者に交付する減歩をした土地を「換地」という。換地は、従前の土地と位置、面積、利用状況及び環境について照応していることを原則とし、整理前後における適正な評価計算の結果を基に、位置、形状及び面積を定めている。個々の条件により換地に生じる多少の不均衡は、金銭によって清算しており、これを「清算金」という。

ウ 保留地

事業により整理した宅地のうち、一部の土地を換地として定めず、事業費に充当するために売却する土地をいう。

(4) 事業の施行者

ア 地方公共団体（市）

本市がまちづくりの観点から区画整理事業を施行するもので、都市計画で施行区域を定め、事業計画のうち設計の概要について、国土交通大臣の認可を受ける。また、施行規程を条例で定め、施行地区ごとに審議会と評価員を設けなければならない。

審議会は、地区内の権利者から選挙により選ぶ委員及び市長が選任する学識経験者から成り、権利者の意見が十分反映され、事業が公正かつ公平に行われるよう、施行者と権利者を結ぶパイプ役を果す。評価員は、土地の評価に関して公正を確保するため、施行者に意見を述べる。

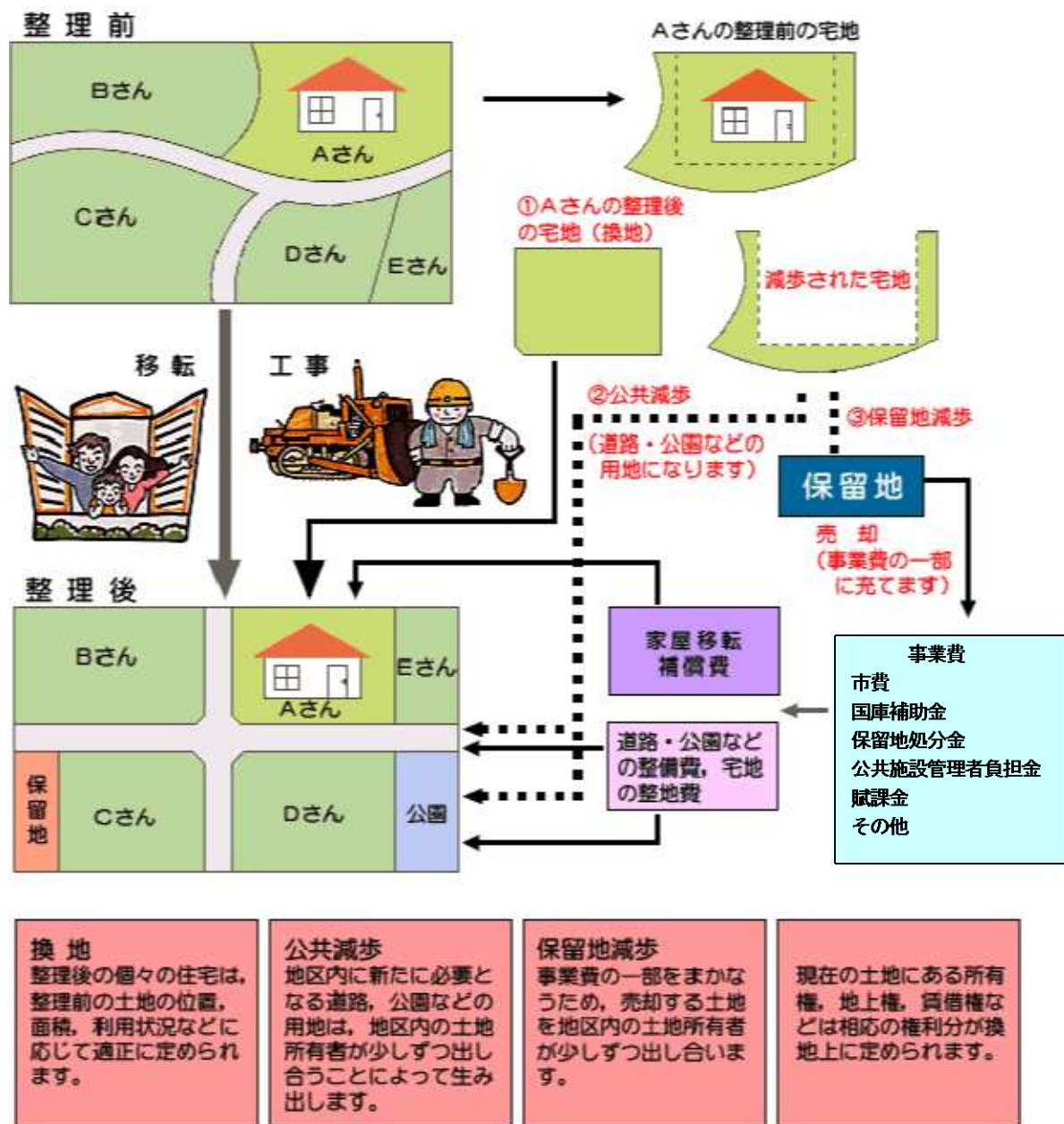
イ 組合

土地所有者又は借地権者が7人以上共同して土地区画整理組合を設立し、事業を施行する。

組合を設立しようとする者は、定款及び事業計画を定め、設立について市長の認可を受けなければならない。

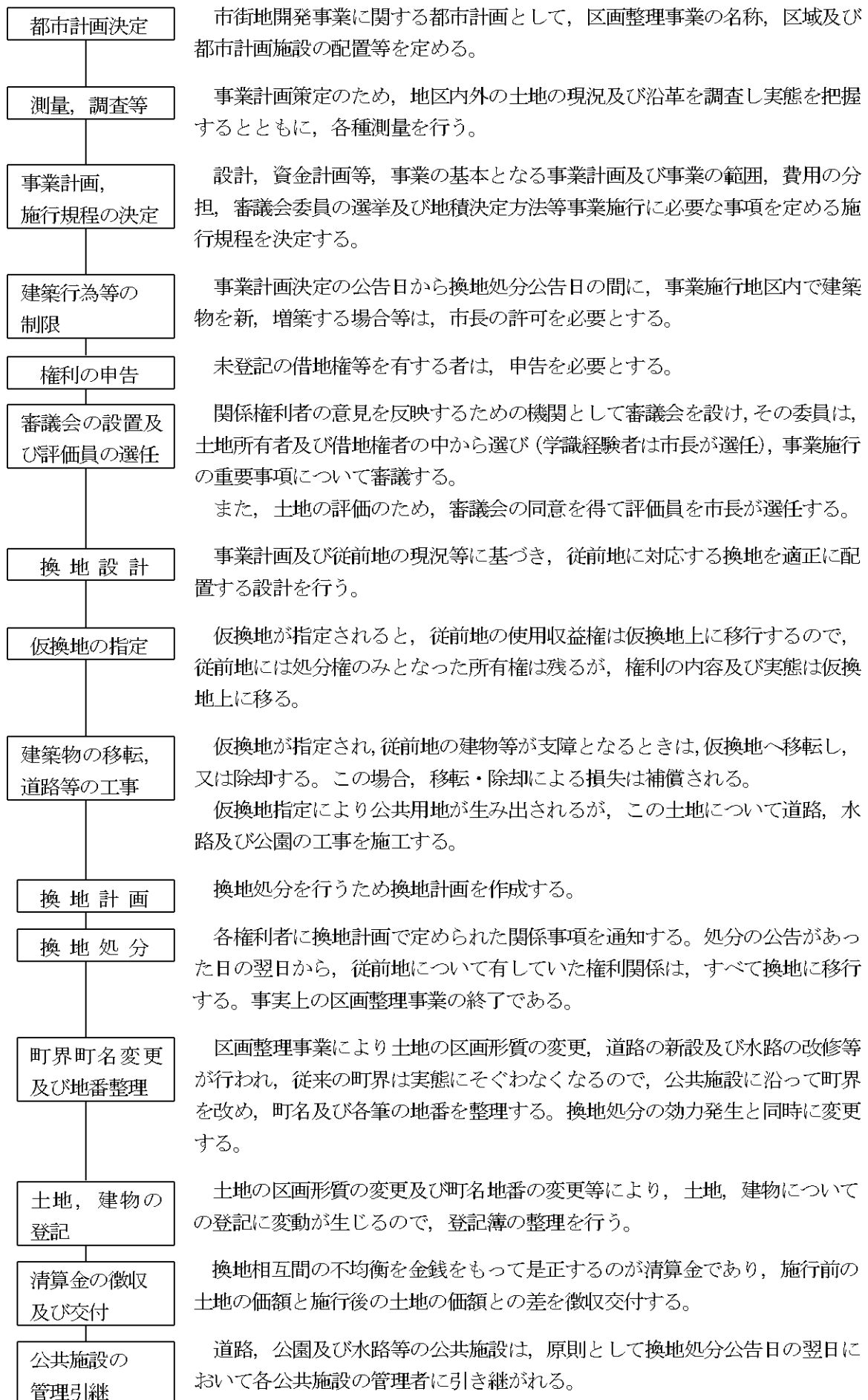
ウ その他

個人、区画整理会社及び独立行政法人都市再生機構による施行がある。



注：減価型の事業の場合は、保留地は設定されず、公共施設用地に充当する土地を先行取得して実質減歩率を下げる方法が通例です。既成市街地で地方公共団体施行の場合に限定されています。

(5) 事業の進め方（公共団体施行の場合）



2 施行中の土地区画整理事業

(1) 京都市施行

(平成26年4月1日現在)

地 区 名	施行面積	施行期間	減歩率	仮換地指定率	道路築造率	事業費
伏見西部第三	104.5ha	S60～H30	20.54%	97.6%	89.2%	18,157 百万円
伏見西部第四	116.7ha	S63～H43	20.17%	42.6%	33.9%	28,000 百万円
伏見西部第五	108.9ha	H14～H27	22.60%	0.9%	0.0%	40,217 百万円 (42,749 百万円)
上鳥羽南部	151.0ha	S46～H31	20.38%	98.5%	98.3%	19,489 百万円
洛北第二	53.4ha	S53～H31	25.60%	100.0%	100.0%	7,472 百万円
崇仁北部第一	2.9ha	H23～H28	3.08%	10.7%	—	177 百万円

※伏見西部第五の事業費の下段（ ）書きは、まちづくり交付金を含んだ金額である。

※洛北第二は清算を含む施行期間

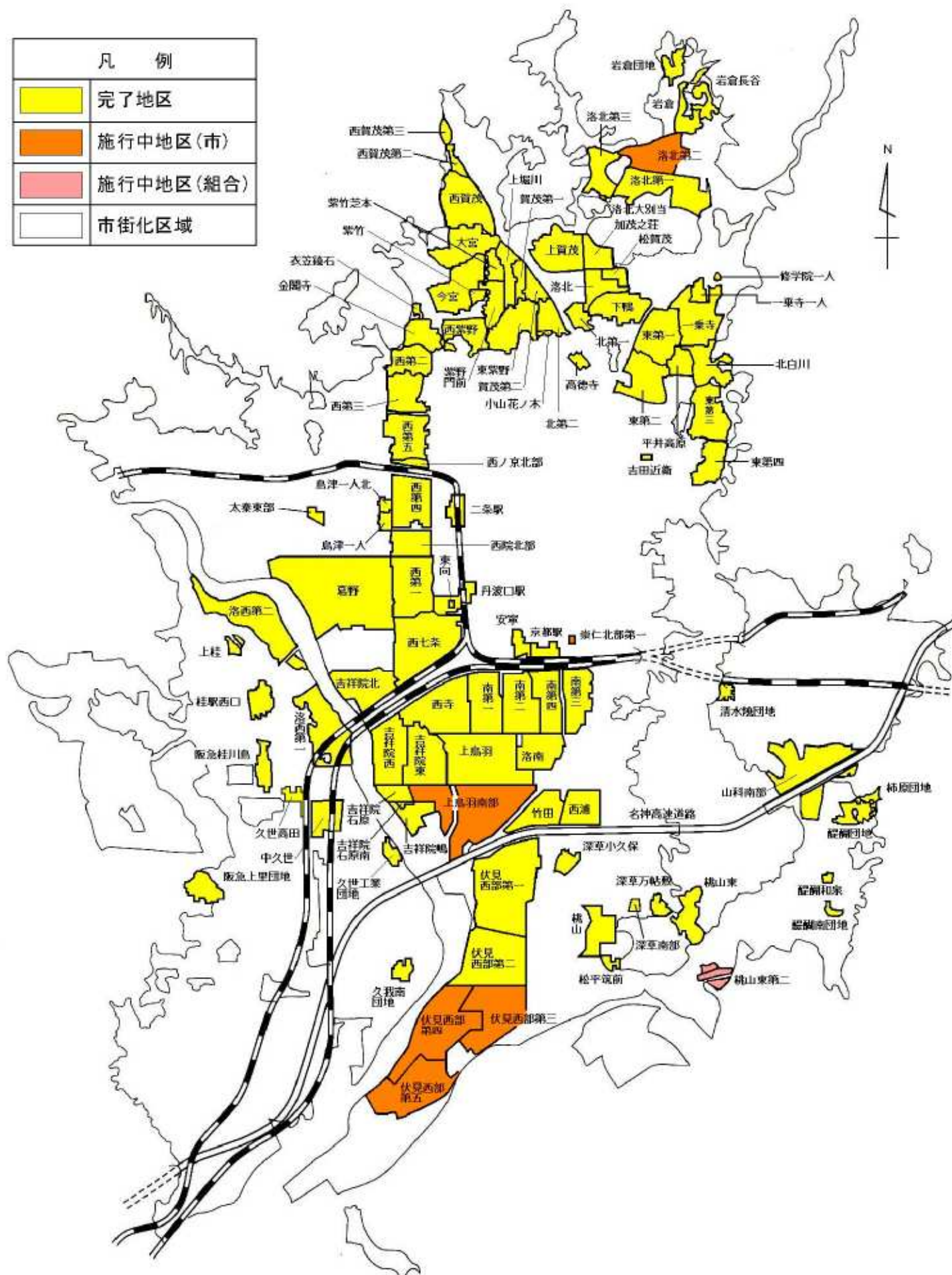
※崇仁北部第一は都市計画局所管（道路築造工事等は、住宅地区改良事業により実施）

(2) 組合施行

地 区 名	施行面積	施行期間	減歩率	仮換地指定率	道路築造率	事業費
桃山東第二	9.1ha	H 8～H30	54.95%	100.0%	99.5%	5,335 百万円

土地区画整理事業施行位置図

凡 例	
	完了地区
	施行中地区(市)
	施行中地区(組合)
	市街化区域



3 各地区の進捗状況

(1) 市施行

ア 伏見西部第三地区（担当：南部区画整理事務所）

伏見西部第二地区の南に位置し、一般国道1号及び外環状線沿いは交通の便が良いことから、流通業務施設等の進出が著しく、事業の進捗に伴い立地条件に併せた流通業務系の市街地が新油小路通沿いにまで形成されてきている。

平成26年度は、道路整備工事、物件移転補償等を実施する。

イ 伏見西部第四地区（担当：南部区画整理事務所）

伏見西部第三地区の西南に位置し、地区面積の約半分が農地として利用されている。

地区中央を縦貫する府道京都守口線沿いには、交通の利便性を生かした流通業等の倉庫や機械金属関係の工場が立地しており、事業の進捗に伴い、流通業務施設等の進出によって、都市化の急速な進展が予想される地域である。

平成26年度は、区画道路築造及び舗装工事、水路整備工事、物件移転補償等を実施する。

ウ 伏見西部第五地区（担当：南部区画整理事務所）

伏見西部地区土地区画整理事業の最終工区として、伏見西部第四地区の西南に位置し、一級河川桂川と宇治川に挟まれた平坦地で、地区内には防災拠点ではあるが、アクセス道が不足している横大路運動公園と京都競馬場の駐車場を含んでおり、無秩序な市街化も進む中、早急に公共施設の整備改善が望まれる地域である。

平成22年度の京都市公共事業評価委員会において「早期に事業効果が発現できるよう計画の見直しをおこなうべき」との意見が出されたことから、「はばたけ未来へ！京プラン（実施計画）」の中で「土地区画整理事業の見直し」を対象とし、当該事業を早期に完了させるため、平成23年度から事業計画の見直しに関する検討を進めてきた。

平成26年度は、事業計画変更、換地設計変更、承水路整備工事、区画道路築造工事、旧排水機場樋門・樋管撤去工事等を実施する。

エ 上鳥羽南部地区（担当：整備推進課）

名神高速道路京都南ICに近く、一般国道1号が縦貫し、市街地の拡大が進んでいる。

平成26年度は、残る公共施設の整備を完了し、換地計画の準備及び出来形確認測量等を進める。

オ 洛北第二地区（担当：整備推進課）

市街地の東北部にあり、宝が池公園の北に位置している。

平成26年度は、換地処分、町名地番の変更、換地処分に伴う登記、清算金の徴収・交付及び公共施設の管理引継ぎを行う。

カ 崇仁北部第一地区（担当：都市計画局住宅室すまいまちづくり課）

昭和60年から施行された崇仁北部第四地区住宅地区改良事業の地区内に位置し、京都駅や京阪七条駅に近く、国道24号（河原町通）や塩小路通が縦横に交差し、全域が商業地域又は近隣商業地域であり、ポテンシャルの高い地区であるが、同事業の長期化による人口減少等により地域活力が低下している。そのため、土地区画整理事業との合併施行により、改良事業の早期完了を目指す。

平成26年度は、区画道路築造工事、舗装工事及び物件移転補償等を実施する。

(2) 組合施行

ア 桃山東第二地区（担当：一般財団法人 京都市都市整備公社区画整理部）

京都市の東南部に位置し、京阪電鉄宇治線の六地藏駅を中心とした住宅圏内であり、近隣商業地域に近接していることから、住宅地として好条件を備えている。

平成26年度は、保留地処分、事業計画変更（公園予定地の保留地化、資金計画）、公共施設工事（擁壁、道路、表層）、引継図書作成、街区・画地出来形確認測量、引継ぎ測量などを行う。

4 太秦東部地区第一種市街地再開発事業

(1) 事業目的

本事業では、地下鉄東西線の西伸による整備効果を最大限に発揮させ、公共交通の利便性を高めるため、太秦天神川駅を中心とし、地下鉄及び京福電鉄並びに路線バスの各交通機関相互を円滑に接続するための交通拠点づくりのための公共施設整備を行う区画整理事業との一体的施行で、再開発ビルに右京区役所総合庁舎等を整備し、右京区の新たな交流拠点を創出することを目的としている。

(2) 事業概要

ア 総事業費 約118億円

イ 施行面積 約0.9ha

ウ 事業計画期間 平成15年度～平成20年度

エ 権利者数 6名(公的機関を除く、権利変換計画決定時点)

うち、権利変換者4名(1名分は他権利者が相続)及び地区外転出者1名

(3) 施設建築物

右京区の新たな交流拠点としての役割を果たすべく、施設建築敷地6,827㎡に、地下1階及び地上5階(住宅部分は地上8階)の再開発ビルを建設し、ここに右京区総合庁舎(1・2・5階)、右京地域体育館(3・4階)、交通局庁舎(3・4・5階)、右京中央図書館(3階)、一般分譲住宅56戸、店舗4区画(1階)が配置されている。

また、建物上屋には公開の緑化スペースを設け、良好な施設環境を整えている。

5 山科駅前地区第一種市街地再開発事業

(1) 事業目的

本事業では、山科駅前地区約2.8haの区域を対象に、地下鉄東西線の建設計画と整合させながら、市街地再開発事業の手法により、道路、地下道及び駅前広場の公共施設を整備するとともに、土地の高度利用を図りつつ、住宅やホテル及び商業施設を配置する新しいまちづくりを進めることを目的としている。

(2) 事業概要

ア 総事業費 約883億円

イ 施行面積 約2.8ha

ウ 事業計画期間 平成3年度～平成11年度

エ 権利者数 120名(公的機関を除く、権利変換計画決定時点)

うち、権利変換者65名及び地区外転出者55名

(3) 施設建築物

	用 途	構 造 等
RACTO-A	ホテル(ホテルブライTONシティ山科) 商業施設(ラクトメトロモール) 飲食店	地上8階地下2階 延床面積8,391㎡
RACTO-B	商業施設(専門店街ラクト・大丸山科店・ニトリ) 住宅(メゾンウエスト・95戸) 健康・文化施設(京都市ラクト健康・文化館) 駐車場(京都市山科駅前駐車場・264台)	地上9階地下3階 延床面積50,813㎡
RACTO-C	金融機関・店舗・医療機関 生涯学習施設(京都市生涯学習総合センター山科) 住宅(メゾンイースト・67戸)	地上9階地下2階 延床面積12,220㎡
RACTO-D	アミューズメント施設・医療機関 オフィス	地上7階地下2階 延床面積6,158㎡

④ 公共施設

ア 道路・地下道

駅前ターミナルから南に向かう駅前通りは、幅員22mに拡幅整備するとともに、再開発ビル、地下鉄、JR及び京阪電鉄各駅を結ぶ地下道を整備している。

イ 広場・公園・駐車場

中交通広場については、バス及びタクシーが乗り入れられる駅前ターミナルとして整備し、地下には自転車及びミニバイクを1,900台収容できる「京都市山科駅自転車等駐車場」を整備している。駐車場については、再開発ビル・RACTO-Bに264台収容の公共駐車場「京都市山科駅前駐車場」を設置している。

6 京都駅南口地区第一種市街地再開発事業

① 事業目的

本事業では、京都の南部と北部を結ぶ接点に位置する京都駅南口地区を市街地再開発事業の手法により、駅前広場、街路等の公共施設の整備と再開発ビルを建設することによって、国際文化観光都市京都の南の玄関口にふさわしく、かつ、南部地域開発の拠点として必要な商業、文化及び観光機能を持たせることを目的としている。

② 事業概要

ア 総事業費 約213億円

イ 施行面積 約2.2ha

ウ 事業計画期間 昭和55年度～昭和58年度

エ 権利者数26名 うち、権利変換者6名及び地区外転出者20名

③ 施設建築物

南部地域開発の拠点としての役割を果たすべく、施設建築敷地7,190㎡に、地下3階及び地上9階(一部は地上13階)の再開発ビルを建設し、ここに商業、文化、観光及び業務の機能を設けている。また、敷地内に2,167㎡の空地を設け、良好な施設環境を整えている。

④ 公共施設

ア 道路

駅前にアプローチするバス及びタクシーの発生集中交通をはじめ、通過交通に十分対応できる都市計画道路4路線の整備を行っている。

イ 広場

京都駅南口に集まる歩行者の安全と自家用車、バス及びタクシー交通に十分対応できるように、施設建築物を取り囲む八条通、竹田街道、針小路通及び烏丸通を拡幅整備するとともに、八条通に面した3,816㎡の交通広場(バスターミナル)を整備している。

ウ 八条通地下横断歩道

交通量の多い八条通の地下に交通弱者用のエレベーター付きの横断歩道を設けて、歩行者の安全を図っている。

また、地下横断歩道の再開発ビル側の出入口は、防災上の配慮及び緑とゆとりの空間を演出するサンクンガーデンとして整備している。

⑤ JR 京都駅新幹線下自由通路

京都駅南口地区第一種市街地再開発事業の関連事業として、八条通地下横断歩道に接続する新幹線下自由通路の建設を行い、烏丸通公共地下道、北口広場地下街及び地下鉄京都駅と連結することによって、再開発事業の主目的の一つである京都駅南北両地域の一体化及び南地区利用者の利便性を図っている。

7 京都シティ開発株式会社

(1) 設立目的

本市施行の京都駅南口地区第一種市街地再開発事業及び山科駅前地区第一種市街地再開発事業を基盤事業とし、当該事業によって整備された施設等の管理及び商業施設の運営を主たる業務とするとともに、それらを通じて当該事業地区及び周辺地域の振興、発展に寄与することを目的に設立された第三セクターである。

同社は、その前身である京都駅南口再開発株式会社(昭和55年12月19日設立)及び山科駅前再開発株式会社(平成3年9月2日)が、一体的な経営によって、より一層の健全化を図り、多様化する本市行政活動の代行的及び補完的役割を将来に亘って安定的に果たせる団体となるため、本市の「京都市外郭団体再整備計画」に基づく指導の下、合併し発足した。

平成18年2月1日付けで京都二条開発株式会社と統合し、平成20年度には、一旦、累積損失を解消したが、平成22年度決算において、監査法人の指導により税効果会計を厳格に適用し、繰延税金負債を計上した結果、再度、累積損失が発生した。平成23年度以降は、単年度会計としては毎年利益を出しており、平成25年度末で累積損失は解消する見込みである。

(2) 発足年月日 平成14年7月1日

(3) 資本金 5億6,100万円(京都市出資率49.89%,他民間18社)

(4) 主な業務

ア 再開発ビルの管理 (アバンティ及びラクトA・B・C)

イ 商業施設の管理運営(ラクトB 商業施設)

ウ 直営駐車場及び駐輪場の経営(山科駅西駐車場及び山科駅西駐輪場)

エ 不動産賃貸業務 (アバンティ B1F～2F 及び BiVi 二条商業施設用地)

オ 京都市事業の受託

(ア) 公共施設維持管理業務 (八条通地下横断歩道,山科駅前地下道等)

(イ) 京都市山科駅前駐車場管理運営 (指定管理者)

(ウ) 京都市山科駅自転車等駐車場管理運営 (指定管理者)

(エ) 京都市ラクト健康・文化館管理運営 (指定管理者)

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No. 2645001

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	緑の基本計画に基づく緑化推進事業		所管局部課等	建設局みどり政策推進室		
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-4-1-0-0.html		(連絡先)	222-3589		
			(評価票作成者)	公園緑地課長 三宅 義彦		
業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容	事務事業の性格			
		(名称) 株式会社空間創研、京都樹木医会 等	類型			
		(内容) 緑化デザイン等委託、保存樹巡回調査 等	会計区分			
			開始時期			
			終了(予定)時期			
実施根拠 (法令、条例、 規則、要綱等)	都市緑地法 京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例 京のまちなか緑化助成事業実施要綱 ほか					
主たる上位施策 2502 健やかな生活が実感できる緑化の推進						
事業概要	目的 (どのような 状態にしたい のか)	緑あふれるまちづくりを進め、良好な生活環境を目指す。 【緑の基本計画における基本理念】 ○地球と生物にやさしい緑にあふれた「環境共生のまち」をつくる ○歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ 「歴史と伝統のまち」をまもる ○緑の癒しさにつつまれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てる。				
	背景 (どのような 経緯で事業を 開始したの か)	本市には、悠久の歴史の中で、様々な文化と結びつきながら育まれてきた緑が数多く残っている。 また、まちなかには、暮らしを彩る緑があり、人々の心に潤いと安らぎを与えるだけでなく、災害時にも重要な 役割を果たしている。 このようなかけがえのない緑を守り、増やし、緑あふれるまちづくりを進める必要がある。				
	対象 (誰を、何 を)	市内の様々な施設、樹木等				
	活動 内容 (どのような 手段で)	「京都市緑の基本計画」や「京のみどり推進プラン」に掲げられている各種施策・事業（市民公券型緑化推進事業、京都市記念植樹奨励事業、四季の花ストリート事業（スポンサー花壇の設置）、京（みやこ）のまちなか緑化助成事業、保存樹等の巡回調査、京都市都市緑化推進協議会の運営等）に取り組む。 なお、平成25年度（平成24年度分）の評価票から、「緑化フェア負担金」の事業を本票へ統合した。				

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算	
	①	事業費	(千円)	29,059	50,778	29,270	38,700
		報償費		330	440	227	150
		負担金補助及び交付金		5,039	4,219	5,004	7,710
		工事請負費		10,972	37,476	12,548	17,000
		その他（需用費、役務費他）		5,003	4,095	4,976	7,160
				0	0	0	0
				0	0	0	0
		①' 委託料 巡回調査、デザイン調達等		7,715	4,548	6,515	6,680
	②	委託料が事業費に占める割合（①' ÷ ①）	(%)	26.5	9.0	22.3	17.3
	③	人件費	(千円)	42,481	44,962	33,113	32,264
		職員(課長級)	(人)	0.57	0.60	0.37	0.37
		職員(課長補佐級、係長級)	(人)	1.08	1.14	1.18	1.14
		職員(係員)	(人)	3.13	3.28	2.29	2.23
		嘱託職員等人件費	(千円)	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	(千円)	71,540	95,740	62,383	70,964
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	(千円)	33,375	32,178	4,898	4,809
国庫・府支出金		(千円)	0	0	0	0	
受益者負担分(使用料、手数料等)		(千円)	0	0	0	0	
その他(繰入金、繰入)		(千円)	33,375	32,178	4,898	4,809	
⑥	京都市年間負担経費（④-⑤）	(千円)	38,165	63,562	57,485	66,155	
⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業名 緑の基本計画に基づく緑化推進事業

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) □特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策性 行政専門性	■政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) □經常業務の度合いが高いサービス(經常的)	必要性(程度)
	□日常生活に必要不可欠なサービス(必需) ■日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)		■行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) □行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	有(低い)
判定	④ 選択・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業	国土交通省においては、毎年「みどりの式典」を開催し、「緑化推進運動の芳芳」を表彰するなど、緑化を推進する取組を行っている。 また、京都府においても、10月の都市緑化月間に、写真コンクールを開催するなど、都市緑化を推進する活動を実施している。		他の政令指定都市の実施状況	全ての政令指定都市(20都市)において、緑の基本計画が策定されており、各都市においては、それぞれの基本計画に基づき、緑化に取り組んでいる。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度			指標名	単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標 1	「京都市記念植樹奨励事業」を活用した市民による累計植樹面積			目標値 …①	m	180	240	300
				実績値 …②	m	210	252	
				目標達成率(②÷①)	%	116.7	105.0	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	評価		かなり良い	良い	
指標 2	「京のまちなか緑化助成」を活用した市民による緑化面積			目標値 …①	m	519	614	800
				実績値 …②	m	231	149	
				目標達成率(②÷①)	%	44.5	24.3	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	評価		かなり悪い	かなり悪い	
				総合評価		普通	普通	
指標の選択理由					目標値設定の考え方			
指標 1	本事業は、様々な取組を行っており、単一の指標で事業全体を示すことは難しい。 市民との協働による緑化推進の観点から、市民からの寄付により緑化を行う、記念植樹による植樹面積を成果指標として設定する。				目標値は、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画に示される平成27年度末目標(平成22年度～平成27年度 120本、1本当たり3㎡)から設定			
指標変更の有無	無	指標名	区分		適用年度		単位	
指標 2	本事業は、様々な取組を行っており、単一の指標で事業全体を示すことは難しい。 市民との協働による緑化推進の観点から、「京のまちなか緑化助成」により緑化を行う面積を成果指標として設定する。				目標値は、「第1次京のみどり推進プラン」に示される平成27年度末目標(平成21年度末実績3,349㎡を平成27年度末までに6,000㎡)から設定			
指標変更の有無	無	指標名	区分		適用年度		単位	
【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況								
		見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標 1	変更無			目標値 …①				
				実績値 …②				
				目標達成率(②÷①)	%			
区分		種類		評価				
指標 2	変更無			目標値 …①				
				実績値 …②				
				目標達成率(②÷①)	%			
区分		種類		評価				
効率性	No.	区分			単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	各事業(緑化助成、記念植樹、市民公募型緑化推進事業)により新たに創出された緑地の面積			㎡	1,131	1,707	492
	②	年間経費(事業費及び人件費の合計額)			千円	71,540	95,740	62,383
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)			円/単位	63,254	56,087	126,795
	④	単位当たり経費変動率(%)					-11.3	126.1
					評価	かなり良くなった	かなり悪くなった	
市民参加度 (市民参加の手法)		有	(市民参加の具体的な手法等) 市民の協賛・協力を受けて実施するもの(京都市記念植樹奨励事業、スポンサー花壇の設置)や、市民からの意見に基づき事業を実施するもの(市民公募型緑化推進事業)、また、市民の所有地を緑化する際に助成するもの(京のまちなか緑化助成事業)などを実施しており、市民参加が不可欠である。					
市会・監査・外部機関等からの指摘								

平成26年度
(平成25年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No. 2502004

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名	景観形成推進事業	所管局部課等	都市計画局都市景観部景観政策課, 屋外広告物適正化推進室
お問い合わせ先	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/53-0-0-0-0-0-0-0-0.html	(連絡先)	222-3397
		(評価票作成者)	景観政策課長 山本 博

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容	事務事業の性格	任意的事業		
		(名称) 株式会社 地域計画建築研究所 (内容) 京都市景観白書データ集の作成など	類型	1 1. その他		
		(名称) 株式会社ピードリーム (内容) 京都景観賞の表彰式運営委託	会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	20	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市景観計画					

主たる上位施策	2205 市民とともに推進する景観まちづくり					
事業概要	目的 (どのような状態にしたいのか)	1,200年の悠久の歴史に育まれた京都の優れた景観を「守り」、「育て」、「創り」そしてそれを「活かして」いくため、市民をはじめとするあらゆる主体が参加、協働し、主体性を持って、地域の特性に応じた景観づくりに取り組む。				
	背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	平成19年9月から実施している新景観政策の実施状況について検討を加え、より良い景観形成に向けて、様々な主体がそれぞれの役割を踏まえ、一体となって取り組む必要があるため。				
	対象 (誰を、何を)	景観づくりに主体的に取り組む市民、事業者など				
	活動内容 (どのような手段で)	地域における住民主体の景観づくりで中心的な役割を担う人材を育成する「地域景観づくり講座」を実施するとともに、地域の景観づくりに積極的に取り組む地域組織を「地域景観づくり協議会」として認定する。 市の景観政策の実施状況や評価などを市民に分かりやすく伝える「京都市景観白書」の更新したデータ、京都を特徴付ける5つの地域について次世代を担う大学生の柔軟な発想と感性により作成した「京都のまちの将来像」を題材に、市民等と議論を行う。 未来に継承すべき優れた都市景観に資するものや、市民による景観づくり活動を表彰する「京都景観賞」を実施し、景観に対する意識の醸成を図る。				

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費 (千円)	2,598	13,060	7,313	4,630
		報償費(研究会委員謝礼)	214	326	210	233
		需用費(消耗品費)	108	51	646	469
		使用料及び賃借料	0	14	44	163
		貸金等(緊急雇用創出事業)	1,152	4,265	2,987	0
		報酬	0	0	256	306
		その他	0	28	20	20
	①'	委託料 調査研究等	1,124	8,376	3,150	3,439
	②	委託料が事業費に占める割合 (①' ÷ ①) (%)	43.3	64.1	43.1	74.3
	③	人件費 (千円)	37,078	42,845	49,393	24,537
		職員(課長級) (人)	0.29	0.39	0.37	0.22
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	0.80	1.05	1.51	0.48
		職員(係員) (人)	3.20	3.44	3.99	2.27
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
	④	年間経費 (①+③) (千円)	39,676	55,905	56,706	29,167
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	1,152	4,265	2,987	0
		国庫・府支出金 (千円)	1,019	4,265	2,987	0
		受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0
		その他(雑入) (千円)	133	0	0	0
⑥	京都市年間負担経費 (④-⑤) (千円)	38,524	51,640	53,719	29,167	
⑦	受益者負担率 (受益者負担分÷④) (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	

平成26年度 (平成25年度分)	事務事業名	景観形成推進事業
---------------------	-------	----------

II 評師結果

II-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益 性	☒ より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) ☐ 特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策 性	☒ 政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) ☐ 经常業務の度合いが高いサービス(经常的)	必要性(程度)
必需 性	☒ 日常生活に必要不可欠なサービス(必需) ☐ 日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)	行政 専門 性	☒ 行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) ☐ 行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	無
判定	① 必需・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活の維持などのため、欠かさず提供する必要のあるサービスが該当します。 ただし、サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため、その負担のあり方や程度について、検討しなければなりません。 【例】上下水道、ごみ収集など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0
国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市において、類似事業はない。		

II-2 業績評價

目標達成度		指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標 1	地域景観づくり講座の修了者数	目標値 …①	人	40	20	20	20	20
		実績値 …②	人	10	17	13		
		目標達成率 (②÷①)	%	25.0	85.0	65.0		
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標		評価	かなり悪い	普通	悪い
指標 2	京都景観賞の応募総数	目標値 …①	件		73	800	50	
		実績値 …②	件		789	1,277		
		目標達成率 (②÷①)	%		1,080.8	159.6		
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標		評価	かなり良い	かなり良い	
					総合評価	良い	良い	
指標の選択理由					目標値設定の考え方			
指標 1	地域住民主体の景観づくりを推進することを目的に、その取組の中心的な役割を担う人材を増やすことが必要であることから、景観づくりに関する人材育成プログラムである地域景観づくり講座の修了者数を指標とした。				平成23年度は初年度であり、当時の体制の中で対応可能な人数を目標として設定した。平成24年度は、平成23年度の実績を踏まえ、講座を運営するうえで、効率よく人材育成をすることができる人数を目標として設定した。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位			
指標 2	未来に継承すべき優れた都市景観の形成に資するものや市民による景観づくり活動を市民公勢し、表彰することから、指標とした。				平成24年度は初年度であり、平成20年度に開催した京都市優良広告物賞の応募数を基にして設定した。平成25年度は前年の実績を踏まえて設定した。 平成26年度は建築景観部門の初年度であるため、平成15年度に開催した京都景観・まちづくり賞の建築物部門の応募数をもとに設定した。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位			
【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況								
		見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標 1	変更無	区分	種類	目標値 …①				
				実績値 …②				
				目標達成率 (②÷①)	%			
指標 2	変更無	区分	種類	目標値 …①				
				実績値 …②				
				目標達成率 (②÷①)	%			
					評価			
効率性	No.	区分			単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	地域景観づくり講座修了者数			人	10	17	13
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）			千円	39,676	55,905	56,706
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）			円/単位	3,967,600	3,288,529	4,362,000
	④	単位当たり経費変動率（%）					-17.1	32.5
					評価	かなり良くなった	かなり悪くなった	
市民参加度（市民参加の手法）	有		（市民参加の具体的な手法等） 地域景観づくり講座に28名が参加し、うち、13名がプログラムを修了し、地域における景観づくりに関する技能を高めた。					
市会・監査・外部機関等からの指摘								